

弁護士費用の敗訴者負担に関する一研究

——フランス新民事訴訟法七〇〇条をめぐる問題点について——

堤

龍

彌

- 一 はじめに
- 二 フランスにおける弁護士制度と訴訟費用について
- 三 衡平に基づく弁護士費用の償還命令（フランス新民事訴訟法七〇〇条の紹介）
 - (+) 従来のやり方
 - (-) 改正法成立のいきさつ
 - (=) 改正法の内容—その検討と問題点
 - (1) 七〇〇条による支払義務の根拠概念たる衡平の意義
 - (2) 七〇〇条の適用要件
 - (3) 不衡平と認定されうる状況—その類型化
 - (4) 実際に認容されている償還額はどの程度か—判例の整理
 - (5) いかなる裁判所において七〇〇条が適用されうるか
- 弁護士費用の敗訴者負担に関する一研究 堤

書類叢書
國研會

[本文題]

Baudoin (J.), *Observations*(1) sous Cass. 3^e ch. civ. 4 avril 1978 et Cass. 1^{re} ch. civ. 23 mai 1978, J. C. P. 1978.
II. 18917; *Observations*(2) sous Cass. 1^{re} ch. civ. 19 juillet 1978, J. C. P. 1978. II. 18971.

Bertin, Le grand Noël du procédurier, Gaz. Pal. 1976. 1. 424.

Blanc (Emmanuel) et *Viatte* (Jean), Nouveau code de procédure civile commenté dans l'ordre des articles, t.II,
pp. 444—448, 1979.

Boccaro (Bruno), La condamnation aux honoraires (Article 700 du nouveau code de procédure civile), J. C. P.
1976. I. 2828.

Brunois (Albert), Note sous Trib. gr. inst. Digne (ord. réf.) 24 octobre 1978, D. S. 1979. J. 179.

Damien (André), Note sous Rennes (2^e ch.) 29 novembre 1978 et Versailles (1^{re} ch.) 30 octobre 1978, Gaz. Pal. 1979.
1. 134 ; La jurisprudence de la Cour d'Aix et l'art. 700 (*observations* à propos de ses arrêts du 26 mars 1980 et 13
mai 1980), Gaz. Pal. du 30 oct. 1980. D. p.2.

Delamarre (Gérard), Note sous Paris (22^ech.) 14 juin 1976, Gaz. Pal. 1976. 2. 502.

Goudot (Gérard), Répertoire de procédure civile, 2^e éd. v^o Frais et dépens.

J. V., Note sous Gass. 2^e ch. civ. 3 janvier 1980, Gaz. Pal. 1980. 2. 267.

L. B., L'art. 700 nouveau Code de procédure civile est-il applicable en matière d'intérêts civils devant la juridi-
ction répressive, Gaz. Pal. 1978. 2. 494.

Loyer-Lather (Christiane), L'article 700 du nouveau code de procédure civile et le remboursement des frais non com-

pris dans les dépens, D. S. 1977. chron. 205.

Martin (Raymond), De l'abus du droit d'action à l'article 700 du nouveau Code de procédure civile, J. C. P. 1976. IV. 6630.

Massot, Conclusions sous Cons. d'Et. (4^e sect.) 7 mars 1980, Association, Gaz. Pal. du 2 octobre 1980. J. p.5.

R. D., Note sous Rennes (1^{re} ch.) 5 mai 1976, Gaz. Pal. 1976, 2. 502.

Rouby (Jean-Paul), Plaidoyer pour un article 700, Gaz. Pal. 1977. 1. 160.

Schmidt (D.), Note sous Trib. inst. Strasbourg 12 mai 1977, Gaz. Pal. 1977. 2. 537.

Viatte (Jean), Note sous Cass. 2^e ch. civ. 13 juin 1979, Gaz. Pal. 1979. 2. 562.

Vincent (Jean), Procédure civile, 19^e éd, 1978, n° 778—788.

| せんせい

わが国では、弁護士費用の敗訴者負担に関する制度が欠如してゐるが、それに伴う様々な弊害が指摘される
られた（本人訴訟の増加、詭詐の非難率、詭詐遲延、上訴の遅延等一裁判を受けた権利が、事實上阻害してしまふ
の大いだ懸念へこむべきだ）。

ヒルノドーリの問題に關して、わが國へ亘つて、厳密な意味での弁護士強制主義を採りはじめてから八年
以來、近時これに対処する一つの問題だ（米国かじかは別にして）解決のやう方が、立法上示唆された。新民事訴
訟法七〇〇条が、やねで矣。

以下において、そのやり方を紹介することにより、今後のわが国における弁護士費用の訴訟費用化についての議論・立法の参考に供しようというのが、本稿の目的である。

この措置はかなり大胆なもので、そこに、近時の改正作業に一貫している裁判官の職権主義強化の波をみる思いがする（このような観点から、この新法を考察、研究することも一つの興味あるアプローチであるが、それは本稿の当面の目的ではない。が、絶えずそのような観点を入れながらこの制度の紹介を試みるつもりである）。

本制度の紹介に先立つて、簡単にフランスにおける弁護士制度と訴訟費用について説明を加えておかなければならぬ。それは、わが国と同じく弁護士強制主義を採っていないとはいっても、先に「厳密な意味で」と断わったとおり、弁護士によつてなされる一定の裁判事務（主に、従来の代訴士（avoué）と呼ばれる者が行つていた仕事）については弁護士の関与が強制されており、その報酬についても法律によつて一定・率化され、訴訟費用化されているという複雑な関係にあるからである。従つて、現在のフランスにおいては、結局のところ弁護士費用は一分化されており、（一）訴訟費用化されている部分と、（二）そうでない部分（つまり、フランスの裁判上“*frais irrépétibles*”と呼ばれている費用）とが存在するわけである。

本稿で論じようとするのは、後者の訴訟費用化されていない部分についてのフランス的処理のやり方であつて、前者については当面の対象ではないが、その全体が、合わざつて今日のフランスにおける一つの可能な弁護士費用の敗訴者負担制度を形作つていると考えるべきものである以上、前者についても最少限の説明は要するであろう（とはいへ、訴訟費用の個々の詳細な説明は避け、当面に必要な程度の記述に止める）こととする）。

(1) わずかに、裁判所が特別に弁護士を選任したような場合にのみ訴訟費用の中に含めているにすぎない（民訴法一三五条二項、人訴法三条二項、三項、四項——民訴費用法二条一一号）。

(2) この問題に関しては、斎藤秀夫編著注解民事訴訟法(2)一一一頁の文献欄に列挙されている文献、及び日弁連司法制度調査会資料「弁護士強制と弁護士費用敗訴者負担制度」（第一輯）（一九六九）（未見）、菅野国夫「弁護士費用敗訴者負担の理論と実際」盛岡短期大学研究報告第二〇号（一九六九）、櫻田勝義・判例弁護士法の研究・一四七頁以下（一九七〇）、花岡巖「弁護士報酬をめぐる問題」講座現代の弁護士3・二八〇頁以下（一九七〇）、山木戸克己「社会状勢の推移には一致」自由と正義二一卷七号一頁以下（一九七〇）及び同書中の座談会「弁護士費用の敗訴者負担の是非」七頁以下、抜山映子「弁護士報酬について(1)(2)」判例時報五九五号一四頁以下、五九七号四四頁以下（一九七〇）、別冊判例タイムズ第三号・現代社会と弁護士所収の各論文（一九七七）参照。

(3) 逆に、敗訴しても、相手方の弁護士費用を負担する義務はないことから、それが他面では、濫訴・濫上訴の原因ともなっている。

二 フランスにおける弁護士制度と訴訟費用について

まず、フランスにおける弁護士制度については、一九七一年に大改正があり、従来の代訴士・弁護士の二元制から新しい弁護士職の統合がなされたことは周知のところである。⁽¹⁾

次に、訴訟費用⁽²⁾の点であるが、新民訴法六九五条によつてその範囲が列挙されており、当面の我々の関心事である弁護士費用⁽³⁾については、その六号と七号に規定されている。

六号 公証官吏又は裁判所付属吏の報酬⁽⁴⁾

弁護士費用の敗訴者負担に関する一研究 堤

統合後も残る控訴院代訴士、ロンセイユ・デタ・破殿院弁護士（*juge au tribunal de la Cour d'appel et avocat au barreau*）に当る）の役務に対する報酬がこれに當る。原則としてその代理が強制されており、その報酬もデクレによつて法定化されていふ。

七号 法定額の範囲内における弁護士の報酬（弁論手数料を含む）

主に、大審裁判所の民事訴訟手続における新弁護士の強制的な代理・訴訟手続行為に対する報酬がこれに當る。従来、その役務は代訴士が行つていたものである。その報酬については、前述一九七一年の新弁護士法一〇条にそれに関する規定がおかれており、それを受けた一九七二年八月一五日デクレ七八四号一条によつて、当分の間は暫定措置として、従来の代訴士についての報酬規程（tarif）が適用されることになつてゐる。

なお、裁判援助（aide judiciaire）事件に関与した弁護士の報酬も本号に含まれるものとされており、それに（11）については、別に「デクレによって定められた報酬規程（barème）に従つて補償を受ける」とが予定されている。

やがて、本号には「弁論手数料を含む」との文言が一九七八年一月のデクレ（13）によつて付加されているが、これは、弁護士が生み出す報酬というよりは、むしろ弁護士の退職年金基金のために各弁論とに当事者により支出される費用であつて、訴訟費用に含まれてゐるとはいへても本稿の対象である弁護士の報酬とは若干性格を異にする。

以上の六号、七号に當る行為が具体的にどのような行為かは、その報酬額を定めた前述の報酬規程等を参照していただけほかないわけであるが、一般的には、それは、当事者を代理する行為（représentation）であり、それには当事者の名で訴訟（行為）文書を作成、提出するなどを含み、主に申立書（conclusion）の提出を目的とする。

る行為である。⁽¹⁷⁾伝統的には、手続進行行為（postulation）と呼ばれてきたものであり、強制かハ独占ともわれて、それがその特徴である。

以上、新民訴法六九五条六号、七号に規定された弁護士費用のみが現在のフランスでは訴訟費用化されており、原則として敗訴当事者の負担となるものである。⁽¹⁸⁾

そこで、当事者が弁護士の活動に対して支出する費用のうち残るものとすれば、上述代理行為以外の弁論・補佐（plaidoirie et assistance）（いれには、法律問題に関する助言（conseil et consultation）及びその攻撃防衛方法を口頭又は書面で展開するいふを含む⁽¹⁹⁾）、並びに、その関与が法上強制されない事件及び裁判所における代理その他の補佐活動に対する謝礼（honoraires）がそれである。いれらの費用は、従来から、勝訴当事者が敗訴の相手方から償還するいふのである訴訟費用とはわれておらず、従つて一応たてまえとしては、各自自己負担すべきことが当然視されてきた（依頼者負担主義）。また、その額については専ら弁護士と依頼者との間の自由な合意に任せられてきたのであった。

一九七一年一一月の新弁護士法においても、「助言及び弁論の謝礼は、弁護士と依頼者間の合意により定める」（10条）として、従来の立場を維持している。⁽²⁰⁾

本稿で以下検討の対象にしようとするのは、いの訴訟費用に含まれない、それ故敗訴当事者からの訴訟費用としては償還しえない弁護士報酬（honoraires）の一見大胆といふべきトランク的処理のやり方である。

(1-) Loi n° 71-1130 du 31 décembre 1971 portant réforme de certaines professions judiciaires et juriques (原=弁護士費用の敗訴者負担に関する研究 場

中川＝更田・後掲一九六頁以下に」の抄訳が載っている)。

従来のフランスにおける弁護士制度及びこの度の改正については、以下の文献を参照されたい。

- (1) 従来の弁護士制度とその問題点については、石川良雄「フランスの司法制度」司法研究報告書一三[轉]一号一五五頁以下(一九六一)、小山昇「フランスの弁護士制度」三ヶ月他・各國弁護士制度の研究・二八五頁以下(一九六五)、三ヶ月章「フランスの司法制度について」、「弁護士制度の比較法的研究」、「外国の弁護士制度の実態と日本の弁護士制度の問題点」民事訴訟法研究四卷一〇三頁以下、二六五頁以下、三三三頁以下(一九六六)、木川統一郎「フランスにおける弁護士」元制の史的展開」、「弁護士」元制の動態」比較民事訴訟政策の研究・二二七頁以下、一四三頁以下(一九七一)、江藤介泰「司法書士制度について(4)～(3)」日本司法書士連合会会報七五一七八号(未見)。
- (2) 改正後の弁護士制度については、江藤介泰「フランスの司法制度改革」東大社研編・戦後改革4(司法改革)四八四頁以下(一九七五)、河原正和＝中川登＝更田義彦「フランスの弁護士制度改革の背景と新制度」第一東京弁護士会編・諸外国の弁護士制度・一一七頁以下(一九七六)、山口俊夫・概説フランス法上・二八六頁以下(一九七八)、兼子一・竹下守夫・裁判法(新版)法律学全集34・三一六一三一七頁(一九七八)。
- (3) フランスにおける訴訟費用については、江藤介泰「フランスにおける訴訟費用」日弁連司法制度調査会資料・前掲・一〇頁以下その他、フランス民訴法の教科書の該当箇所「Frais et dépens」を参照されたい。なお、詳細については、前掲引用文献のうち Bertin, Blanc et Viatte, Goudot の各文献参照。
- (3) 弁護士費用についての用語には、現在次の三つがよく使われているが、厳密には、それぞれ次のように区別すべきものである。すなわち、「rémunérations」というのは一般的に弁護士等の報酬を指すときに使用し、「émoluments」は、そらくその額が法定化された報酬を指し、そうでないフリーな報酬(從来からとくに謝礼といわれてきたもの)を“honoraires”と呼ぶ(Goudot, n° 14)。

(4) 云々、条文の邦訳にひいては、名口安平＝若林安雄＝上北武男＝徳田裕幸・注釈フランス新民事訴訟法典・法務資料第四三回号（一九七八）を主として参考にさせていただいたが、必やしもそれに従つたわけではない。

(5) 一舉に全弁護士・代訴士を一つに統一する」とに伴う弊害を考慮して、とくに複雑、特殊ないれい上級審での改革統合は見送られた。それ故、今後も当分の間、控訴院においては、控訴院代訴士と新弁護士の「元制」が維持される。破毀院につゝいは、從来どおり、それ専門の弁護士がその役務を行つことに変りはない。

(6) 新民訴法八九九条一項〔「当事者は、反対の規定のない限り、代訴士を選任しなければならない。」〕、同九一〇一条一項〔「代訴士は、当事者又は代理しかつ当事者の名で申立てを行ふ場合は、固有の資格を有する。」〕参照。

(7) Vincent, n° 784—III ; Goudot, n° 292—299 參照。その報酬規程 (tarif) は、絶えず改訂され、^ア 1980. Décret n° 80—608 du 30 juillet 1980 fixant le tarif des avoués près les cours d'appel (J. O. 2 août 1980, D. S. 1980, L. 327, J. C. P. 1980, III. 50245) が最新のものである。^イ の如きにひいては Vasserot, Le tarif des avoués près les cours d'appel, D. S. 1980. chron. 273 參照。

たゞ、破毀院の手続きにひいては、Décret n° 79—941 du 7 novembre 1979 portant réforme de la procédure en matière civile devant la Cour de cassation et modifiant certaines dispositions de procédure civile (J.O. 9 novembre 1979, D.S. 1979, L. 372, J.C.P. 1979, III. 49171, Gaz. Pal. 1979, 2. 609), Art. 3 に規定されるように

新民訴法丸二三一〇一条が参照された（徳田和善（訳）・トマス・一九七八年一月廿四日・法曹会報三三三卷六号五一頁）にひいては、邦訳が載つてゐる。

(8) 新民訴法七五一条一項〔「当事者は、反対の規定がなく限り、弁護士を選任しなければならない。」〕参照。

Vincent, n° 784 に脚注を使へば、「当事者が代理して訴訟手続を進め、裁判所に対して準備書面等を提出する事務を申立てる (postuler, conclure et mener la procédure)」行為を指す。

弁護士費用の敗訴者負担に関する 1 研究 堤

(9) 新弁護士法 1〇条1項前段（「手続進行行為及び詮訳行為の手数料は、民事訴訟手続に關する規定の定むるより少く $\eta\circ$ 」）。

(10) Décret n° 72—784 du 25 août 1972 relatif au régime transitoire de rémunération des avocats à raison des actes de postulation et à la taxe—Décret n° 60—323 du 2 avril 1960 portant règlement d'administration publique et fixant le tarif des avoués. 〔解説〕 Décret n° 75—785 du 21 août 1975 relatif aux droits et émoluments alloués à titre transitoire aux avocats à raison des actes de procédure 〔解説〕 〔註記〕 Vincent, n° 784—IV; Goudot, n° 98—318; 原訳=中川・栗田・福嶋・1-111〇頁〔中三〕 〔解説〕

(11) Loi n° 72—11 du 3 janvier 1972 instituant l'aide judiciaire, Art. 19 〔解説〕

(12) Décret n° 72—809 du 1er septembre 1972 portant application de la loi du 3 janvier 1972 instituant l'aide judiciaire, Art. 76 et s. 〔解説〕 Blanc et Viatte, p. 445 〔解説〕

〔解説〕 の新しく裁判援助法〔解説〕 原訳=中川=栗田・前掲・1-111〇頁〔中三〕 及び正義「トトノウスの新しく訴訟扶助制度（外国・法の動向 ハッカク）」法解説〔解説〕 〔註記〕 〔解説〕 〔註記〕 中川證=原原正和「各國法律扶助の諸制度〔解説〕 〔註記〕 〔解説〕 〔註記〕 〔解説〕 〔註記〕 及びルルアリ用の文獻參照。

(13) Décret n° 78—62 du 20 janvier 1978 portant application de la loi n° 77—1468 du 30 décembre 1977 instituant la gratuité des actes de justice devant les juridictions civiles et administratives, Art. 19.

(14) 〔解説〕 〔註記〕 Décret n° 65—379 du 19 mai 1965 portant règlement d'administration publique relatif aux droits de plaidoirie des avocats 〔解説〕

〔解説〕 〔註記〕 現在のより古いものと見られるが、〔解説〕 〔註記〕 〔解説〕 〔註記〕 Vincent, n° 784—V; Gou-

dot, n° 345—354 参照。なお、旧弁護士制度の下での弁論手数料については、小山・前掲・1176頁以下に詳しい。

(15) 新民訴法】九条（「当事者は、法律が許容し又は命じるといふに従つて、代理をせらるためにあるいは弁論に出席せらるるために、自己の弁護人を選ばんとする。」）参照。

(16) 新民訴法四一一条（「裁判上の代理権は、委任者の名で訴訟（行為）文書を作成、提出する権利及び義務を含む。」）参照。

(17) Vincent, n° 371.

(18) 新民訴法六九六条本文（「敗訴当事者は、訴訟費用の支払いを命じられる。」）。

(19) 新民訴法四一二条本文（「裁判上の補佐の職務は、当事者に助言をしかつその防衛をなす権利及び義務を含む。」）参照。

(20) 次章[二十九]、七〇〇条の機能を、主として勝訴当事者が敗訴当事者から、その支出した弁護士費用等を回収するための制度として論じては、これは、本稿の視点上、主としてそのような角度からのみ論じていくだけであつて、七〇〇条 자체にはそのような限定はないことをお断りしておかなければならぬ。むしろ、事情によつては、敗訴当事者が勝訴当事者から自己の弁護士費用を取り立てるより機能する」ともありうる」とは、訴訟費用についての新民訴法六九六条但書（「たゞ」、裁判官が、理由を付した裁判によつて、その全部又は一部を相手方当事者の負担とする場合ば、この限りではな）。」と同様である。そのことは、以下の説明でも明らかとなるべ。

(21) Damien, note, p.136 参照。

おひひよ、実際は、各弁護士会が非公式に作成する報酬基準規程（*bârème*）がその一応の基準となつておらず、依頼者と弁護士との間で謝礼についての争いが生ずれば、その申立てを受けた弁護士会会长は、この報酬基準規程を大いに参考にするものと予想されてゐる。この点及びこの非公式の報酬基準規程の拘束性については、これが、一九七一年の新弁護士法一〇条と矛盾するものではない」と記している。Goudot, n° 17 参照。

なお、未見だが、次の文献がある。Sillard (J.) et Damien (A.), Tarif de postulation et honoraires des avocats.

III 衡平に基づく弁護士費用の償還命令（フランス新民事訴訟法七〇〇条の紹介）

（一）従来のやり方

改正法については、後に(三)で詳しく紹介するとして、その前に、一応、この七〇〇条が新設されるまでのいわゆるやり方について、簡単に触れておこうと思う。

まず、本節では、従来のフランスの学説・判例がこの弁護士費用の問題についていかなる処理をしてきたのかを概観する。

たてまえとして、それが各当事者の自己負担となることの不当性は、とくに相手方の故意・過失により不必要な訴訟又は応訴を余儀なくされた場合などに顕著であろう。このような場合、フランスにおいては、権利濫用の法理 (règle de l'abus de droit) を使って、仏民法一二二八二一条・一二二八三一条 (いすれも不法行為に関する規定)、ところは同一二四七条 (債務不履行) を根拠に、そのやむなく支出した弁護士費用の償還 (損害賠償という名目) を認めるものである。

といひで、このやり方には、一つの大きな難点があった。それは、賠償を得ようと望む当事者の方で、その相手方の過失 (faute) を証明しなければならなかつたことである。訴えの提起又はその応訴を過失行為と認定するとの困難さは、(その明瞭な場合ならびとゆかく) 非常に大きなものがあらうと思われる。勝訴の確信を持たずに

訴えを提起し又は応訴する行為も、それのみでは過失を構成するものでないことはいうまでもない。⁽¹⁾ このような角度からすれば、厳密には損害賠償責任を発生させる過失とはいえないような過ちから、害意を含んだ態様のものまでその程度は様々であり、損害賠償責任を発生させる過失と認定しうる行為とそうでない行為との境界線は、かなり曖昧で不確定なように思われる。⁽²⁾

もともと、判例によつて、一応次のような基準が明らかにされていた。すなわち、「訴訟行為は、もしそれが、悪意、不誠実な行為又は少くとも詐欺にも匹敵すべき重大な誤りを構成する場合にのみ損害賠償の原因となりうる過失に変ずるのである。」⁽³⁾

学説は、訴訟行為も権利濫用の法理の対象となりうることを「裁判契約 (contrat judiciaire)」の観念を使って説明してきた。訴訟も一つの当事者間の相互的な拘束関係であり、ここでも当事者がその権利行使に当つて負うべき誠実さが強調されてきた。契約が誠実に履行されなければならないのと同様、訴訟も善意をもつて開始されなければならないというのである。⁽⁴⁾

このような事情から、この損害賠償の申立ての頻繁さに比較して、その認容されるとの僅少さが目立つっていた。さらに、この最初の障害を越えることができた場合でも、裁判官は、訴訟に付随して現実に生ずる諸費用（とくに弁護士費用）を無視するかのように、その認容額の低さが指摘されてきた。レンヌ控訴院の判例について一九七三年に公表された調査によると、不当な訴訟行為に対して、平均で五〇〇〇Fの支払いがやゝとこの裁判所によつて認容されたことが明らかにされている。⁽⁵⁾ 裁判費用のより完全な償還の必要性が感じられてきていた。⁽⁶⁾

」のように不十分なものとはいへ、一応の救済方法は用意されていたわけであるが、それでもなお、勝訴当事者が相手方の過失や権利の濫用を全く証明できず、それ故（今日では非難の意味を込めた裁判上の特殊語である）「償還請求できない費用 (frais irrépétables)⁽⁸⁾」と呼ばれていた費用を自己の負担に帰せねばならないような場合の手当てが残された問題とされていたのである。

I 改正法成立のいきわへ

」の改正法に先立つ一九七四年一二月八日の草案は、「訴訟に付隨する費用の全部又はその一部を訴訟費用の中に含める」権能を裁判官に付与していた。⁽⁹⁾これも思い切ったやり方ではあったが、採用されるには至らなかつた。

その後、一九七五年一二月五日デクレ⁽¹⁰⁾によつて成立した新民事訴訟法典により、ようやく從来から望まれていた処理を可能にする規定が新設されるに至つたのである。

ところが、一九七五年一二月九日付官報が出るとすぐペールを脱いだ七〇〇条は、予期に反して、弁護士会の非常に強烈な非難を惹き起こしたのである。すなわち、当初、七〇〇条は、次のように規定されていた。

「訴訟費用に含まれない報酬及びその他のすべての費用をその当事者の負担とする」とが不平等であると思われる場合には、裁判官は、その定める金額をその当事者に支払うよう他の当事者に命じる」とができる。⁽¹¹⁾（傍点筆者）

問題とされたのは、とくに右の法文中に「報酬 (honoraires)」という言葉を使用した点であった。これが、遠

回しな方法で、将来弁護士報酬の裁判官による査定・公定化という弁護士職にとって好ましからざる手段の足掛りにされるのではないかという危惧であり、自由であるべき弁護士職の独立を侵されることに対する反発であった。⁽¹²⁾つまり、いくら弁護士報酬が依頼者と弁護士間の自由な契約により定まると規定され、そう言ってみても、この七〇〇条を援用して弁護士報酬の償還を求める際に、妥当だと思われる金額を裁判官が決めうることから、事实上その金額が当該弁護士の報酬額としては適当なところであろうとの印象を持たれ易いのは道理であり、弁護士を道徳的・経済的に苦しい立場に追い込む危険がある、と非難したのである。この非難は、些か被害妄想なところもあるようと思われるが、⁽¹³⁾反面、とくに依頼者に対しても及ぼす事実上の影響を無視することもできないであろう。

このような弁護士会等の抗議の結果、一九七六年七月一九日デクレは、この元の文言の代わりに、「当事者の一方によつて支出された訴訟費用に含まれない金額」という文言を置くに至つた。⁽¹⁴⁾すなわち、七〇〇条は、次のような条文になつたのである。

「当事者の一方により支出された訴訟費用に含まれない金額をその当事者の負担とすることが不衡平であると思われる場合には、裁判官は、その定める額をその当事者に支払うよう他の当事者に命じることができる。」（傍点筆者）

この修正は、弁護士報酬の公定化への道を防ぎ、また上述のような印象をとくに依頼者等に持たれないようになると配慮から、「報酬」という言葉を廃止しただけのものなのか、あるいは、さらにその報酬という言葉を排除することにより、事実上でも査定の恐れを無くするために、依頼者の利益を考慮することなく、専ら弁護士サイドで、七〇〇条の救済から弁護士報酬を排除させる意図をも感していたのであろうか。

いざれにしても、この修正は、問題の本質を何ら変更するものではなく、単なる字句の訂正にすぎないとする見方が一般的であるように思われる。⁽¹⁶⁾

このように、成立の当初から歓迎と反発の入り混じった反応を呼び起した規定ではあるが、これがそれまでの弁護士報酬自己負担の不当を多少なりとも是正する役割を担って登場したものであることは疑いなく、後述のように問題点は多々あるものの、同じような悩みを持つわが国の参考にもなろう。

以下では、その内容を、できる限り要件化、類型化して紹介、検討してゆくことにしたい。

〔III〕 改正法の内容—その検討と問題点

(1) 七〇〇条による支払義務の根拠概念たる衡平の意義

まず、七〇〇条による支払義務の根拠として法文上明記されている「衡平 (équité)⁽¹⁷⁾」について、以下その意味及び指摘されている問題点について検討する。⁽¹⁸⁾

この支払義務の適用規準として衡平という概念を使ったことに対しては、裁判規準としては非常にその内容が曖昧、不明瞭で、それ故非常に不安定かつ主観的な概念であり、裁判官に対する実質的な拘束規準たりえないとして、法律による裁判を強調する立場からは批判されている。⁽¹⁹⁾たしかに、裁判官が、「不衡平であると思われる場合には」、

法文上はそれ以外のいかなる要件の認定も要求されず⁽²⁰⁾に、償還命令を言い渡しうるものとされているのであるから、それが、自由裁量権の名の下に、裁判官の恣意的な判断を許す可能性は十分ありえよう。そして、かりにそれを法規等により事前に規制する（適用要件を法文上明確にする）ことができないとしても、問題は、その不当を事後的にチェックできるかどうか（すなわち、裁判官の衡平による判断の当不当を上級審が審査しうるかどうか）である。これらの点については、後に改めて検討する（後述、三三(2)の参照）。

ところで、衡平といふものは、フランスにおいては、少しも新奇な観念ではなく、法律のあちこちに散見されるのである。まず、法律が、その意図的な曖昧さをもつて消極的に（默示的に）その内容を明確にする権能を判例に留保したような場合が挙げられよう（例えば、仏民法一三八二条及び一三八四条における過失という極めて多義多様な概念の使用／一般条項の背後に衡平の観念が息づいている／や、同一二四四条二項などがその例）。そして、この七〇〇条同様、稀ではあるが、法律自身が、積極的に（明示的に）衡平に依拠すべき旨裁判官に要求しているいくつかの例も見受けられるのである（その代表的なものとして、仏民法五六五条、一一三五条、一五七九条、一八五四条⁽²¹⁾）。このように、衡平概念への委任は、新奇なものでも先例のないものでもないのである。

もともと、指摘されるとおり、たしかに、「常識、つまり一種の自明の理」ともいえる衡平の、不明瞭かつ主觀的な性格はどうしても残るであろう。そして、「それは、いかなる学問的な態度とも適合せず、かつその認定はひとり直感にのみ依拠する、そういう道理に適うとはいへ感情的な概念である。」「しかし、それにもかかわらず、いやそれどころか、知覚が直接的であるために直感の正しさを承認するに困難ということではなく、……やはりそれは

信頼できるものである。いやそれどころか、衡平は、その不明確かつ変動的な輪郭故に、すなわちその非常な柔軟さ故に、逆に、法律に反してではなく、その行う委任の適切な範囲内において、あらゆる変化に適合できる利点を示すのである。⁽²³⁾」さらに、自由裁量権の内在的制約という面も考慮する必要があろう。

結局のところ、七〇〇条にいう衡平とは、両当事者の具体的状況（相手方の態度、被った損害の程度、当事者の経済状態等）を比較考量して、その間に生じている金額的な不均衡を是正するための重要な規準として機能しうることを予定された概念ということができるよう。⁽²⁴⁾

以下、七〇〇条の適用に当つて問題となる点を、順次検討してゆこうと思う。

(2) 七〇〇条の適用要件

以下では、主として判例によつて七〇〇条の適用の際に問題となつたいくつかの要件について順次検討することにより、判例・学説の大よその傾向を明らかにしたうえで、現段階での一応の概観を試みることにする。

(1) 報酬等償還命令の申立ての要否

この点に関し、かような償還を欲する当事者からの特別の申立てがなくとも、裁判官が、「不衡平であると思われる場合には」職権でそのような償還命令を発しうるとする考え方が「法文上疑う余地のない」ものとして出され

てい。(25)

これに對して、破毀院は、新民訴法四条⁽²⁶⁾、五条⁽²⁷⁾を理由に、七〇〇条の適用は、申し立てられなければならないと判示した。⁽²⁸⁾ もっとも、さらにこれに對しては、原告の不当訴訟に対し、被告が、仏民法一三八二条（不法行為）に基づいて、その防御上やむなく支出した、訴訟費用に含まれない諸費用の賠償を請求してきたのに対し、原告の誠実さを認めてこの一三八二条による申立てを斥ける場合でも、新民訴法一二二条⁽²⁹⁾を適用することにより、裁判官が、七〇〇条に基づいてかような諸費用の償還命令を言い渡すことは妨げないとする判例が出ている。⁽³⁰⁾

要するに、償還を求めるとする諸費用の当事者による支払い申立てと、それを基礎づけるに適切な事実の主張は必要であるが、それを根拠づける法的觀点の主張は必要でなく、また裁判官も、当事者の主張する法的觀点には何ら拘束されずに償還命令を言い渡しうるとするものが判例の見解であると思われる。

(b) 当事者によるその相手方の過失、損害及びその金額並びに状況の不衡平性の主張・證明の要否⁽³²⁾（当事者による理由づけの必要性）

まず、相手方の過失であるが、この点については既に三・(一)、(二)で述べたように、この点の證明を問題にしないで当事者が償還命令を獲得しうるようにしておうというのが七〇〇条成立のいきさつでもあり、その一つの大きな根拠ともなったものであるから、当然のこととして、当事者によるこの点の主張・證明は必要でないと解されるべきであるう。⁽³³⁾

もうひとつの、相手方の過失が、後で検討する状況の不均衡性の証明に際してその重要な要素として考慮されうるとい
てはいうまでもなく、それ故事実上の効果として過失の証明が裁判官による状況の不均衡性の認定に大きく影響す
る」とは避けられないであろう。また、實際上、当事者もまず相手方の過失を主張・証明しようとするのが通常の
場合であろうと思われるが、だからといって、それが、七〇〇条適用による償還命令の一要件とされているわけではないのである。

次に、実際に申立人に損害の生じたこと、及びその具体的な金額の当事者による主張・証明が必要かどうかとい
う点であるが、この問題は、この七〇〇条に対する捉え方・考え方によって大いに結論が分れるものと予想される。⁽³⁶⁾
これらの点に関するいかなる主張・証明も必要でなく、専ら裁判官の専権 (*pouvoir souverain*) 的、自由裁
量 (*discretionnaire*) 的な判断に任せらるとする立場⁽³⁷⁾は、七〇〇条を裁判官による裁量処分的な特別手続（一種
の仲裁的の手続）と考えるものであつて、民事訴訟法上的一般原則の適用を受けない職権的手続を規定したものとみ
る。

これに対しては、他方で、これらの点に関する当事者からの何らかの理由づけは必要とする立場が対峙する。そ
して、この立場の中でも、それ以上にどの程度の具体的な内容の主張・証明までを要求するかで、さらに見解が分れ
ている。一方では、弁護士報酬などは、「一度事件が終了し、かつその結果を見てでなければ、実際に支出された
額を終局的に確定することができないから、そのような報酬額を主張・証明することは、おそらく必要でもないし
当を得たものでもない」として、簡単な概算額の主張とそれを一応推定せしめうるような証拠資料があれば十分と

する考え方⁽³⁸⁾があり、他方では、より厳格に、その正確な支出し金額の主張・証明までをも要求する考え方⁽³⁹⁾がある。⁽⁴⁰⁾

最後に、償還命令を正当化する状況の不均衡性の当事者による主張・証明が必要かどうかであるが、まず、この点についての当事者による主張・証明は不必要であるとする説が考えられるが、実際にこの説を明確に述べたものは見当らない。⁽⁴²⁾

次に、七〇〇条の法文上からはこの点に関する探究権能（及びその責任）は裁判官にあることを認めたりえで（そういう意味では、どちらかといふと初めの分類に入れるのが適當ではないかと思われるが）、実際の取り扱い上、かなりな程度の証明を当事者に要求する考え方が出されている。⁽⁴³⁾

そして、もつとも厳格な考え方には、当事者による状況の不均衡性の主張・証明がなされない限り、裁判所はその申立てを斥けるべきであるとする立場である。⁽⁴⁴⁾

償還命令が下されうる状況の不均衡性とはどの程度のものか、それにはいかなる態様のものがあるかの分類については、次の(ハ)及び三(二)(3)のところで詳しく検討することにする。

(ハ) 裁判官による当事者の過失、損害及びその金額並びに状況の不均衡性の認定の要否（裁判官による判決の理由づけの必要性—裁判官の専権・自由裁量権の有無—上級審の審査権の有無）

まず、当事者の過失の点であるが、これは(甲)で検討したところと裏腹の問題であつて、当事者の過失の存在が七〇〇条適用の要件とされない以上、裁判官も、その点の認定は必ずしも必要ではない。⁽⁴⁵⁾もつとも、不均衡性の判

断の正当性を示すための一要素として、判決理由で当事者の過失に触ることは望ましい処置であろう。⁽⁴⁷⁾

次に、損害の発生及びその金額の認定の問題に入るが、これは、後述の償還額の決定とともに、既述の裁判官による弁護士報酬の査定問題とも絡んで議論の多いところである。

一説は、損害発生の事実の認定はともかく、かような損害額の個々具体的な認定は不要であるとする。⁽⁴⁸⁾その理由として、償還額の決定は裁判官の専権事項であることを強調する。仮に、実際に支出された金額を当事者が證明しえ、かつ裁判官もそれを承認したとしても、それが即償還額としてその相手方当事者に対してその支払いを言い渡さねばならないようなものではなく、そのような損害額を認定した場合でも、償還命令を言い渡すかどうか、またいかなる程度の償還額の支払いを命ずるかは全く裁判官の自由であるから、仮に詳しい実損害額の認定をしてみても、それが償還命令額の理由づけに直接結び付くものでもないからである。⁽⁴⁹⁾また、弁護士報酬の総額は、訴訟が終了してみないと正確に認定しえないこともこの説を擁護するものであろう。⁽⁵⁰⁾

これに対し、破毀院判決の多くは、現実に支出された額の認定（その判決理由への記載）を裁判官に要求している。⁽⁵¹⁾これは、裁判官による恣意的な取り扱いを恐れたものと解すべきか。

最後に、状況の不平衡性の認定であるが、この要件の要否については改めて検討するまでもないであろう。七〇〇条が、明文をもつてその不平衡であるとの認定を裁判官に要求しているからである。問題は、どの程度の認定があれば裁判官は七〇〇条を適用して償還命令を言い渡しうるかであるが、これは言い換えれば、裁判官は不平衡性の認定についてどの程度の裁量権を持つているかの問題である。それはまた、裁判官はその判決にどの程度

の理由づけをしなければならないか、その点について上級審の審査権がどの程度及ぶかとも関連する問題でもある。賠償額の決定についても同様のことが問題となりうる。それ故、以下では、便宜上「」の点をも含めた裁判の理由付記義務の程度について検討してゆくことにしたい。

「」の点について、七〇〇条は、全く裁判官の自由裁量に委ねたものであり、理由づけも不要で、破毀院の審査権も及ばないとする考え方が *Damien* によって紹介されている。⁽⁵²⁾

「」の立場は、必ずしも判決の正当化・理由づけを要求せず、それが専ら裁判官の「正及び善なるものに従つた（*ex aequo et bono*）」判断であることを明らかにすれば足りるとする。」の考え方は、実は民訴法改正委員会の立場をその解釈論の中に引き継いだものである。*Damien* によると、改正委員会は、七〇〇条起草に当つて次のような動機を有していたのである。すなわち、「改正委員会は、不当な訴訟行為に対する損害賠償事件において、その賠償の言い渡しの不十分な理由では故の多くの破毀申立てによつて神経質になつてゐた。それ故、委員会は、氣難しい理由づけを何ら要求せず、事実審裁判官の専権的な判断によつて、相手方当事者の不当訴訟又は不当な抗争に対し別訴を提起する」となく勝訴当事者に損害賠償金を与えることを容認しようとした。そういうより柔軟でより非形式主義的な装置をこの法典に導入することを望んでいたのである。」

「」の見解に對しては、「判決には理由を付さなければならない」とする新民訴法四五五条一項及び四五八条の明文規定を無視するものであること、手続違背は破毀開始事由の一つであり、この点で破毀院の審査権が及ばないとするには、あまりにも事実審裁判官の独断を許す結果にならう、との批判が出されている。⁽⁵³⁾⁽⁵⁴⁾⁽⁵⁵⁾⁽⁵⁶⁾

学説・判例は、七〇〇条は裁判官に自由裁量権 (*pouvoir discrétionnaire*) を与えたものではなく、詳細な理由づけはともかく、ある程度の理由づけは必要であるとする。但し、その不均衡性の判断及び償還額の決定に際しては、専ら事実審裁判官の専権 (*pouvoir souverain*) に属するものと解し、理由づけが全く無いなど形式的審査が可能なものを除いて、その判断・決定の正当性に関しては、破壊院のコントロールには服さないと解している。⁽⁵⁷⁾ 問題は理由付記義務の程度であるが、これについては、それを必要とする判決間でも様々であり、⁽⁵⁸⁾ これで統一的な分類をすることは困難である。⁽⁵⁹⁾ 学説には、この場合もできるだけ具体的に裁判官の推論を明らかにしうる理由づけが必要であるとして、七〇〇条を特別視せよ、であるだけ従来の民訴法体系との接合を保つてゆこうとする見解が散見されるに止まる。⁽⁶⁰⁾

(1) 訴訟の勝敗 (又は訴訟費用負担義務) との関連

七〇〇条は、訴訟費用について規定した新民訴法六九六条本文のように、訴訟の勝敗という結果に直接結び付く規定ではなく、その適用は専ら衡平という要件によって正当化されるものである。⁽⁶¹⁾

こうした意味では、訴訟費用のように敗訴当事者が必ずそれを負担しなければならないというようなわざる自動性 (*automatisme*) はないわけであるとかい、これが弁護士費用の敗訴者負担制度の一翼を担うものであるとはいえないのではないかとの指摘も予想されうるところであるが、実際にその申立てを行い、また裁判所が認容するのも、そのほとんどが勝訴当事者であり、また衡平という基準からしてその規定がそのように働くことを期待

されたものであることはばほ間違いない。⁽⁶²⁾

但し、例外的に勝訴当事者でも訴訟費用の負担に任ずる場合があり（新民訴法六九六条但書）、このときはむしろ、勝訴当事者がしなくてもよい訴訟をしたというような勝訴当事者側に問題のある場合であって、この場合には、衡平の要請はむしろ敗訴当事者に有利に働くであろうと思われる。

このようにみてくると、結局のところ、七〇〇条に基づく償還命令は訴訟費用の負担・分配と対応関係にあると⁽⁶³⁾いうことができよう。

以上、七〇〇条の適用に際して問題となりうるいくつかの要件を逐一検討してきたわけであるが、この法文の特徴は、これらの要件を全て満しても尚且つ償還命令を言い渡すかどうかは裁判官の裁量に任されているというその任意性（faculté）にある。⁽⁶⁴⁾

もつとも、これとてどこまでそれを貫徹しうるかは問題であり、裁判官が、一方で不衡平であると認定しておきながら、他方で償還命令の言い渡しを差し控えるというような取り扱いが果して現実に可能かどうか、妥当かどうかである。すなわち、衡平の要求と自由裁量との衝突であり、そのどちらを優先させるべきかの問題である。⁽⁶⁵⁾

この対立はずっと理論的なものというべきで、実際は、いくら自由だとはいえ不衡平な状況を認定すれば裁判官はこの償還命令を言い渡すべきであろうし、上級審のコントロールもあること故それほど無制約な裁判をすることもなく、ある程度常識的な解決がなされうるものと期待してもよいであろう。⁽⁶⁶⁾

(3) 不均衡と認定されうる状況——その類型化

以下に述べる諸状況は、あくまでも不均衡性認定の際に考慮さるべき、重要ではあるが一要素たるにすぎず、それらの状況を認定しうるからといって即不均衡との結論に至るわけのものではない。これらの諸状況が複雑に絡んでいる場合や、その他の配慮が必要となる場合には別の結論になるかもしれない。そして、これらの諸状況は、もちろんこれまでに検討してきた諸要件が充足されることをその前提とするものであることはいうまでもない。さらに、ここに列举する諸状況は、あくまでも上記引用文献に挙げられている不均衡状況の諸例を借用したものにすぎず、網羅的なものでないことを予めお断わりしておかなければならない。

(1) 当事者の経済状況

まず考えうるのは、例えば弁護士報酬の負担が堪え難いものであると思われる場合、又は貧乏な当事者にとって非常な重荷になると思われる場合などには、とくに相手方の態度如何に拘わらず、まさにそのこと故にその者のために七〇〇条に規定された償還命令が正当化されうるであろう。他面からいえば、このような弁護士費用を、それが現実の重荷として立ち現われる当事者の負担とするよりも、むしろそういうような費用が理論的な負担として計算上処理されるにすぎないような当事者（例えば、銀行、保険会社その他の大企業等）の負担とするのがまさに衡

平であるように思われるのである。⁽⁶⁷⁾

(d) 報酬と訴訟利益 (*intérêt du litige*) の不均衡
同様に、七〇〇条に規定されている償還命令は、比較的僅少な訴訟利益（例えば、小審裁判所における五〇〇〇F以下の少額訴訟事件などの場合）と、いかにそれが少額であろうと常に一定の最低限を持つていて弁護士の報酬額との間に明らかな不均衡があるようないふ場合にも、衡平上正当化されうるであらう。

(e) 不当訴訟 (*témérité*)

① 不当訴訟とされるのは、まず第一に、以前からの常套手段として、金銭の一定額の支払い、土地又は家屋の明渡し等の義務の履行をできるだけ遅らせることに利益を有する側の当事者によってなされる不当な応訴活動又は控訴の濫用（たいていは防御、例えは猶予期間の抗弁等）である。このような場合は、仮に不法行為責任の面では明白にその悪意又は過失を肯定することが困難な場合でも、この償還命令の面では裁判官もその態度の不当性を認定することは比較的容易であろう。このような事件においては、重大な争いの欠如（つまり通常の訴訟のようにお互いに自己の言い分が正当だと信じて争うようなことがこの場合は欠如している）が、七〇〇条の償還命令の非常に有力な支えとなりうるのである。⁽⁶⁸⁾

② 敗訴当事者に悪意が全然存在しないような場合でも不当訴訟と認定しうる場合がある。すなわち、この場合弁護士費用の敗訴者負担に関する一研究 提

の訴訟は、単に当事者の一方が訴訟マニアであるとか、その代理人が展開する新奇な小難しい法律論争故に生じているものなのである。もちろん、ときには判例変更を生ぜしめるようなある種の大膽な議論もあり、それはそれで正当に尊重されなければならないであろうが、ただ無益な空論やズ太さが、不当訴訟の理念に照して七〇〇条によって規定された償還命令を正当に根拠づける原因となることもありますうるということは指摘しておかなければならぬであろう。⁽⁷⁰⁾

(3) 以上は、主として訴訟中の当事者の行為（態度）を問題にしたものであるが、さらに、その者の訴訟以前の不当な行為（態度）の結果、提訴を余儀なくさせられた当事者のためにも償還命令が正当化されうるであろう。⁽⁷¹⁾すなわち、次のようなことがありうるのである。被告は、訴訟中の振舞いは何ら非難されるべきところはなかつたが、それ以前の彼の振舞いすなわち不当な抗争のおかげで、原告をしてやむなく訴え提起せしめ、その結果弁護士費用を支出せしめるに至つたような場合である。このような訴訟以前の当事者の態度が、判例によつて斟酌されるようになつてきたのである。⁽⁷²⁾

(4) 実際に認容されている償還額はどの程度か—判例の整理⁽⁷³⁾

本稿は、主として弁護士費用の償還を問題にしているものであるが、先にも示したとおり、七〇〇条自体は「当事者の一方によつて支出された訴訟費用に含まれない金額」の償還をその対象としていることから、以下紹介する

判例によつて認容されてゐる金額の中には、若干弁護士に対する謝礼以外の費用も含まれてゐるかもしだれない。その点が明白な場合（例えば七〇〇条に基づいて旅費だけを認容してゐるものなど）には、とくに弁護士費用として認容された金額のみを挙げたことはいまやもないが、その金額の具体的な内訳が不明なものについてはその金額を挙げざるを得なかつた。ただ、これらもそのほとんどが弁護士費用に当たられているものであると思われる。

まず、判例の列举に先立つて、それらの判例間に、判決年度・裁判所地・事件の難易等による特徴のようなものが認められるかどうかであるが、調べえた限りではそのようなものはとくになさそうに思われる。ただ通じて言えることは、事件の難易・当事者の経済状況・申立額の多寡・当事者側の証明の程度・各弁護士会の報酬基準規程の参照如何等がその決定額に影響を与えてくる重要な要素となつてしまふようと思われる。

また、以下の認容額は平均して約一五〇〇F_E (1F=50円) であつて、Martin⁽⁷⁵⁾ の予想通り、従来慣行的に認められていた損害賠償額よりもその償還額は高くなつてゐるので、Loyer-Larher の批判するように、「弁護士報酬の算定は、不当訴訟に対する損害賠償の一環としてであれ、七〇〇条の一環としてであれ、いつも抑え田であり全く現実に添わないものとなつてしまふ」⁽⁷⁶⁾。

〔認容額一覧表〕

800F—Rennes (5^e ch.) 4 févr. 1976, Loyer-Larher, pp. 208, 210.

3000F—Aix-en-Provence 10 mars 1976, Martin, p.288.

弁護士費用の敗訴者負担に関する一研究 堤

750F—Trib. inst. Coulommiers 15 mars 1976, Gaz. Pal. 1977. 1. 171 (アントンの母子)——債務者の不測抗争を考慮、必
要なるべきは主張へんべく申立てば十分根拠があると認定。但し、申立て額が多額であるとの事由でPouby, p.160 の
基準を適用)。

- 1000F—Aix-en-Provence (1^{re} ch.) 18 mars 1976, Loyer-Larher, p.212.
- 5000F—Aix-en-Provence (1^{re} ch.) 28 avr. 1976, Loyer-Larher, p.212.
- 1500F—Aix-en-Provence (1^{re} ch.) 13 mai 1976, Loyer-Larher, p.212.
- 4000F—Aix-en-Provence 20 mai 1976 (Cass. 1^{re} ch. civ. 23 mai 1978, Bull. civ. I, n° 202, p.162 が認めた。——債務者
による申立ては十分根拠があると認めた)。
- 1000F—Aix-en-Provence (1^{re} ch.) 25 mai 1976, Loyer-Larher, p.207.
- 500F—Paris (22^e ch.) 14 juin 1976, Gaz. Pal. 1976. 2. 502.
- 4000F—Bastia 15 juin 1976 (Cass. 1^{re} ch. civ. 26 avr. 1978, Bull. civ. I, n° 155, p.122 が認めた)。
- 1000F—Rennes 1^{er} juill. 1976, Loyer-Larher, p.212.
- 1000F—Rennes (4^e ch) 8 oct. 1976, Loyer-Larher, pp. 208—209.
- 2500F—Bordeaux 4 janv. 1977 (Cass. 1^{re} ch. civ. 19 juill. 1978, Bull. civ. I, n° 277, p.216 が認めた)。
- 2000F—Aix-en-Provence 8 mars 1977 (Cass. 3^e ch. civ. 16 oct. 1979, Bull. civ. III, n° 177, p.138 が認めた)。
- 1000F—Paris 27 juin 1977 (Cass. soc. 3 oct. 1979, Bull. soc. V, n° 672, p.494 が認めた)。
- 1000F—Montpellier 12 oct. 1977 (Cass. soc. 11 janv. 1979, Bull. soc. V, n° 32, p.23 が認めた)。
- 1000F—Lyon (2^e ch.) 2 mars 1978, J. C. P. 1980. II. 19289 (債務者が主張するが認めた。——債務者が主張するが
認められた)。

100F—Trib. inst. Clermont-Ferrand 10 mars 1978 (Cass. 1^{re} ch. 14 nov. 1979, Bull. civ. I, n° 282, p.229 ド詫密。
→ $\boxed{\text{HOO}}\mu\in\oplus-\boxed{H}\cup$).

100F—Aix-en-Provence 16 mars 1978 (Cass. 3^{re} ch. civ. 3 janv. 1980, Bull. civ. III, n° 1, p.1 ド詫密).

700F—Trib. inst. Châteauroux 24 mars 1978 (Cass. soc. 20 juill. 1978, Bull. soc. V, n° 629, p.469 ド詫密).

800F—Paris 6 juill. 1978 (Cass. 1^{re} ch. civ. 13 févr. 1980, Bull. civ. I, n° 56, p.47 ド詫密).

2000F—Dijon 10 oct. 1978 (Cass. com. 22 juill. 1980, Bull. com. IV, n° 319, p.257 ド詫密。—訴論の状況及び弁護の
最期(辯べる處)。

500F—Trib. gr. inst. Digne (ord. réf.) 24 oct. 1978, D. S. 1979. J. 179 ($\boxed{\text{HOO}}\mu\in\oplus-\boxed{H}\cup$ 。—十分証明がなれど、
NQ(証明缺)。

2000F—Rennes (2^{re} ch.) 29 nov. 1978, Gaz. Pal. 1979. 1. 134 ($\boxed{\text{HOO}}\mu\in\oplus-\boxed{H}\cup$ 。—損害賠償として証明不十分だが、
 $\forall\text{OO}\mu\in\oplus-\boxed{H}\cup$ 。—認容額算定に当たっては弁護士がの最低賃料基準規程及び事件の困難性を考慮)。

1500F—ibid. ($\boxed{\text{HOO}}\mu\in\oplus-\boxed{H}\cup$ 。—事件が少々難燃(証明缺)。

1500F—ibid. (1 $\boxed{\text{HOO}}\mu\in\oplus-\boxed{H}\cup$ 。—Jの母死後は問題の多く立たなくなつた)。

2000F—ibid. ($\boxed{\text{HOO}}\mu\in\oplus-\boxed{H}\cup$).

1500F—ibid. ($\boxed{\text{HOO}}\mu\in\oplus-\boxed{H}\cup$).

500F—Rouen (1^{re} ch.) 27 févr. 1979, Gaz. Pal. 1979. 1. 167 ($\boxed{\text{HOO}}\mu\in\oplus-\boxed{H}\cup$ 。—裁判所は敗訴者の家庭事情<金銭
富は因るべく弁護士がのべき)。

2000F—Versailles (3^{re} ch.) 14 mars 1979, Damien, obs., p.3.

2500F—Versailles (1^{re} ch.) 20 mars 1979, Damien, obs., p.3.

2000F—Versailles (3^e ch.) 5 avr. 1979, Damien, obs., p.3.

1000F—Versailles (3^e ch.) 7 juin 1979, Damien, obs., p.3.

500F—Versailles (11^e ch.) 21 août 1979, Damien, obs., p.3.

500F—Paris (21^e ch. sent. A) 20 nov. 1979, Gaz. Pal. 1980. 1. 128 (1000Fの弔文)。

2500F—Aix-en-Provence (4^e ch.) 26 mars 1980 et 13 mai 1980, Damien, obs., p.4 (原告がされた事件の重要性と困難性を考慮)。

(5) いかなる裁判所は七〇〇条が適用われむか

この問題について個々の検討に入る前に、110の点について確認しておかなければならぬ。あわへ。

第一に、裁判所について区別なしとする原則について。事実、七〇〇条は、全ての裁判所に共通な規定を定めた民訴法の第一巻の一部をなしているのである。法典の中で占めるその位置を考慮すれば、この規定は、特則又はその性質 자체がこの規定の適用を排除するような一定の裁判所の特殊性を留保して、司法の運用に当る全ての裁判所において理論的には適用される資格を備えていることは疑う余地がない。そして、この法文の目的が裁判へのよりよき接近を私人に実現するに存する以上、このように原則として裁判所間で区別を置かない理解こそが、その目的達成に適ふものである。

第一に、人とのことで区別なしとする原則について。同様に、その代理若しくは補佐が弁護士に強制若しくは独立

されて いる ような 事件又は 裁判所 における弁護士の弁論活動 対しては もちろんのこと、 そ うで ない 事件又は 裁判所 における弁護士若しくは弁護人の代理若しくは補佐（弁論活動） 対しても、 原則として 七〇〇条の適用が認められると解すべきである。この適用を弁護士にのみ制限する合理的な理由がないからである。⁽⁷⁹⁾

以上のことから、通常裁判所たる大審裁判所における弁護士費用については改めて検討するまでもないであろうから、以下では、その性質が七〇〇条の規定と両立しうるかどうか若干問題となりうる主として例外裁判所について検討してゆこうと思ふ。⁽⁸⁰⁾

(1) 小審裁判所 (Tribunal d'instance)

新民訴法八一七条は、この小審裁判所について次のように規定している。すなわち、「当事者は、本人で防衛するものとする。当事者は、補佐又は代理してもららう」とができる。」⁽⁸¹⁾

初めにみた一般原則が、いじでも確認されうるであろう。但し、この裁判所においては、代理人は、もし弁護士でなければ次の八二八条⁽⁸²⁾にいう家族集團に専ら属する者でなければならないという特殊性を伴っていることに注意すべきである。

(2) 商事裁判所 (Tribunal de commerce)

同じく新民訴法八五三条は、商事裁判所について次のように規定している。すなわち、「当事者は、本人で防衛弁護士費用の敗訴者負担に関する一研究 堤

するものとする。当事者は、その選択する全ての者により補佐又は代理してもらうことができる。代理人が弁護士でない場合には、その者は、特別の権限を証明しなければならない。」

初めに確認した一般原則が、この場合もそのまま適用されうるであろう。すなわち、特別権限を備え、当事者を代理し、その職務を遂行する弁護士でない代理人も、明らかに七〇〇条の適用領域内に含まれることを認めなければならない。従つて、その関与した範囲内で彼に支払われる報酬その他の費用も、かくして七〇〇条による償還の対象となりうるである⁽⁸⁴⁾。

(iv) 労働裁判所 (Conseil de prud'hommes)

労働法R五一六一四条は、「当事者は、本人で出頭しなければならない。但し、正当な理由ある場合は代理してもらうことができる。当事者は、補佐してもらひう」とができる。」と規定し、同R五一六一五条⁽⁸⁵⁾は、当事者を代理しらる者の限定的なリスト（もちろんその中には弁護士も含まれている）を明らかにしている。

いじでも、やはり原則として七〇〇条の適用があるであろう。但し、いじでは、右の法文にあるように、代理してもらう場合にはその代理人の範囲が限定されているうえに、正当な理由のある場合でなければならぬとされている。それ故、七〇〇条の適用に際しては、先に詳しく検討した一般的要件 (III(2)) 以外に、この場合はさらに主張された正当事由の適法性の補充的な審査が必要となるであろう。⁽⁸⁶⁾

(丁) 農事賃貸同数裁判所 (Tribunal partaire des baux ruraux)

労働裁判所と同様の考察が、新民訴法八八三條⁽⁸⁷⁾及び八八四條⁽⁸⁸⁾を参照するにいたりたるが如くである。

なお、以上の民事司法裁判所以外に、刑事裁判所又は行政裁判所による七〇〇條の適用がありうるかについて簡単に触れておくれる。

(戊) もが、七〇〇條が刑事裁判所における付帯私訴 (action civile) 事件に対して適用されうるかについてであるが、Loyer-Larher は、次のような判例の一般原則を根拠にこの適用可能性を承認している。もが、「判例は、『刑事訴訟法による規律されていらない事項』については、手続問題に共通な法である限りの民事訴訟法に依拠すべきである。」これが認めている (Crim. 11 fevr. 1932, Gaz. Pal. 1932. 2. 601)。即ち、『それらの事項が、刑事訴訟を支配する諸原則と相容れないと認められ』せらる限りではだ (Crim. 27 avril 1934, D. H. 1934. 302)。それ故にこの条件が必要とされる。もが、民事訴訟法規の不十分性、即ちそれが民事訴訟法規の一般的な性格、この法規と刑法の諸原則との両立性がそれである (Merle et Vitu, *Traité de droit criminel*. t. 2, n° 804 et s.)。七〇〇條は、これがいいの条件を満たしてしまつて居る。もが、この事項については「刑事訴訟法」何らの規定がない、刑法のとかだぬ原則の損害賠償請求人 (partie civile) は、彼が支出せざるをえなかつた費用を償還するといふを妨げるものではないからである。もがいかが、不法行為の被害者の明らかな状況においては、この者がその利益の擁護に必要とした費用を負担するには妥当でない。このこと

は、この法文の精神とくに衡平に依拠している点に合致しているように思われる。⁽⁵⁵⁾

しかしながら、L. B. は「新民訴法典第一八編第一章において問題の七〇〇条が占める位置を考慮しなければならない。そして、この章は、民事裁判所における訴訟費用の負担のみを取り扱っている」と想起すべきである。⁽⁵⁶⁾（傍点筆者）として、否定的な見解を述べている。但し、裁判官は、刑事訴訟におけるその主導権を利用して、損害賠償額を高く見積るなどにより、結局は弁護士費用も不法行為に基づく損害賠償に含めて妥当な解決に導きうるであろうとする。

これに對し、近時、破毀院は、形式的に、「償還しえない費用に関する新民訴法七〇〇条は、輕罪裁判所(Tribunal correctionnel)においてなされる手続には適用されない。」と判示した。⁽⁵⁷⁾

次に、七〇〇条は、行政裁判所における手続にも適用されらるかという問題であるが、現在のところこれについて論じた文献はない、次のよろなコンセイユ・デタの否定的な判決のみが筆者の目に止まつたにすぎない。⁽⁵⁸⁾

これには被告担当官(Commissaire du Gouvernement)である Massot の論告(Conclusions)が付されてゐるが、この論告の要旨及びコンセイユ・デタの判例のみを紹介して、それ以上の詳しい検討は差し控えようと思ふ。⁽⁵⁹⁾

やなわら、Massot によると、コンセイユ・デタによる伝統的な判例は、「行政裁判所に提起された訴訟に關しては、原告は、當該訴訟に付隨して生ずる訴訟費用の支払い以外にその前払金の償還を請求する」とはできない。」

としていた。従つて、訴訟費用に含まれない弁護士費用は、当然のこととして原告の自己負担とされていたのである。これに対し、新民訴法七〇〇条の出現がこの伝統的な判例を修正するかにつけ、Massot は、一般的にはその可能性を承認しながらも、行政裁判所に七〇〇条を適用することには消極的である。この判例変更は、むしろ七〇〇条が依拠する衡平の原理を直接活用することによって可能であることを示唆する。すなわち、これ以前にも、既にコンセイユ・デタは、国によつて不当な召換を受けた者に対し、その被つた損害の賠償を認めたことがあるが、本件かいのような例外的な場合に該当するといふのである。それ故、本件でもそらこう召換の濫用的な面を考慮して一五〇〇フの金額を国が賠償するのが適切であるとした結論づけているわけであるが、七〇〇条の適用については、否定的な（又は留保する）立場を採つていふ。七〇〇条を適用しないことについての積極的な論拠は明らかでないが、Massot の論告ば、従来の伝統的な判例を全面的に変更させないで、当該事件限りでの具体的な妥当性を狙つたもののように思われる。

これに対し、コンセイユ・デタは、次のように述べて原告の請求を斥けた。すなわち、「行政裁判所において、当事者の一方によりその弁護士に支払うべき報酬は、その当事者の負担に属する。」

一般的には、コンセイユ・デタは、七〇〇条の行政裁判所における手続への適用を否定したものと解しえようか。⁽⁹⁷⁾

(1-) Mazeaud et Tunc, *Traité Responsabilité civile*, 6^e éd., t. 1, n° 591, 1965 ; Boccaro, n° 7 ; Loyer-Larher, p.

206 参照。

- (2) 現代外国法典叢書(3)「蘭西民法」財産取得法(2) Art. 1382・111 1頁 (名口知平執筆) (一九五〇) とせ、の過失行為を次の如く列挙してある。「蓄意又は苦しみの意思」(詐欺に相当する粗野な錯誤)もとしてある司法上の救濟手段を取るべし、頑固な理由なき防禦方法を執るべし (Req. 5 juin 1926, S. 1926, 1, 202; Civ. 30 juill. 1930, 539)、扣しぬだら、延ばすだらにやる単に無謀な招話等の適用へして損害賠償義務を生むしゆ。
- (3) Solus (H.) et Perrot (R.), Droit judiciaire privé, t. 1, n° 117—119, 1961 及びヤルム用ねてこの判例並に文部省参考。

Martin, p. 287; Boccaro, n° 6—10 参照。

(4) 「民法」1111回条1項 (「合意は誠実に履行されなければならぬ。」)。

(5) Martin, p. 287 参照。

(6) Loyer-Larher, p. 205 参照。

従つて、いふれば、現実に被つた損害の賠償といつよりは、むしろ懲罰的な意味合ひを帯びてゐるといふのが (Martin, ibid.)。

なお、一九七八年一月10日トクレ14条により挿入された新民訴法1111—1条によつて、裁判所が、「裁判上遅延的又は濫用的に訴訟する」当事者に対して100万法郎の民事罰金を命ぜられることになったが、これがため訴權濫用に対する伝統的な損害賠償の請求が妨げられるものでないことは、Vincent, n° 783 の指摘するとおりである。

(7) いふべきの損害賠償と、うやうやしくして、理論上次のような利點がある。すだね、の不法行為法等により回復しうる損害には、單に訴訟によつて起りやれる気苦労その他のあらゆる種類の精神的な損害のみでなく、訴訟以前に生じた損害を補ふられるのである。いふが、次に紹介すやう100条、いのよつた今までではカベーでさだしてやる Loyer-Larher, p. 211; Baudoin, obs. (2) 参照)。従つて、新法後も、いの損害賠償と、うやうやしくして使用

判決の執行費用 (寒水案) Trib. inst. Coulommiers, 15 mars 1976, Gaz. Pal. 1. 171 ; Versailles (1^{re} ch.) 30 oct. 1978, Gaz. Pal. 1979. 1. 134)。ただし Bertin, p. 427 参照。

（10） ベリル、ヤロー案は、訴訟を原因として支出された訴訟費用と弁護士費用が認められ、他の例では、訴訟進行上やむなく銀行から借りた金額の利子分も認められ回復されねばならぬ (Cass. 3^e ch. civ. 20 nov. 1979, Bull. civ. III, n° 208, p.162. 参照 Loyer-Larher, p.211)。

現在のわが国は、まだ從来のハーフのやつ方に回るべくへんりてみるが如きが、遅れなどある。日本では、遅れなどがある國の文献を参照された。

（11） 今後は、次のようなやり方が可能である。すなはち、「当事者の一方によると、その相手方の不正な抗争を理由とする損害賠償請求（第一申立）を排斥する、その合意が申立人の負担にかかるのが不均衡であると認われる訴訟費用と弁護士費用を考慮して、新民訴法700条を援用して一定の金額を請求する第1の申立てに応じる」とは妨げられない」 (Cass. 3^e ch. civ. 6 nov. 1979, J. C. P. 1980. IV. 24)。

(6) Loyer-Larher, p.205 参照。

(10) Décret n° 75-1123 du 5 décembre 1975 instituant un Nouveau Code de procédure civile.

(11) 原文は次のとおり。

«Lorsqu'il paraît inéquitable de laisser à la charge d'une partie les honoraires et tous autres frais non inclus dans les dépens, le juge peut condamner l'autre partie à lui payer la somme qu'il détermine.»

(11) Bertin, p.427 ; Rouby, p.160 ; Bocara, n° 15 ; Damien, obs., p.2 参照。

なお、Delamarre, note は、裁判官の裁量を尊重しないが、他方、弁護士の自由・独立を保護するためには、裁判官がその償還額を決める際に、弁護士料金によって公表された裁判基準規程を大まかに参考してよいとする規定 (寒水案)。

弁護士費用の敗訴者負担と闇かゝる問題 堀

た、R. D., note 24, 従来より弁護士報酬等訴訟費用に含まれない費用の償還の範囲を拡大しよへんとするあまり、かえりて、この条文が難題を持ち込んだと非難している。そして、この条文が裁判官の恣意 (arbitraire) と利用されるとを警戒しているのである。

(13) ベンヌのは、後に述べくわんべ、この規定は、裁判官が諸般の事情を考慮したうえで、かなり自由な裁量をもつて弁護士報酬を含む訴訟費用に含まれない諸費用の全部又はその一部 (こずれにするかは全く裁判官の自由) を衡平の観点から償還せしめる権限を裁判官に与えているだけであつて、常に必ず現実に支出すべきであった弁護士報酬額を査定して、その全部の償還をおせしめることを裁判官に要求してくるものではないからである。従つて、裁判官により償還が認められた金額といふべき弁護士報酬額との相関関係は、法文上は何の存在しなかつてゐる。

(14) Décret n° 76-714 du 29 juillet 1976 modifiant certaines dispositions du Nouveau Code de procédure civile, Art. 5 (J. O. 30 juillet 1976, Gaz. Pal. 1976, 2, 530; J. C. P. 1976, III, 44619).

ノベツタ、一九七六年[1月1日]の弁護士会長会議の修正決議案がそのまま古法規によって採用されたのみの形態 (Rouby, p.160 参照)。

(15) 原文は次のとおり。

《Lorsqu'il paraît inéquitable de laisser à la charge d'une partie les sommes exposées par elle et non comprises dans les dépens, le juge peut condamner l'autre partie à lui payer le montant qu'il détermine.》

(16) Loyer-Larher, p.205; Rouby, p.160; Blanc et Viatte, p.448 参照。

それ故、かねて修正を受けたベンヌ、「判事前の[1月1日]支出された訴訟費用に含まれない金額」のみならず大きな部分を弁護士報酬が占めるに変りがたく(だよ、Damien, obs., p.3 参照)、今後の運用が大いに期待されるといふのである。

おへじゅ セ〇〇条の申立てが、後にみよに徐々に増えておどりとばいえ思つたより少ないのは、なお弁護士公の危惧・反発があるためであらうか。そうでなければ、セ〇〇条の申立て、適用が原則的なものとなるはずである (Boccaro, n° 40)。

(17) Jestaz (*Rép. civ. Dalloz, 2^e éd., v^e Equité*) は、「上位の衡平、既成の法規範を覆そくする衡平及び補充的な衡平である。上位の衡平は、法の根拠として現われる。なぜなら全ての法規範は、自身公平であるからである。しかしながら、全ての法規範が専ら衡平なものとしてのみ規定されてくると考へるのではなくとも間違つていいであろう。とくに社会秩序に基づく別の配慮が重要となつてくる。従つて、法の厳格な適用が全く不公平な解決に帰着することができるのである。それ故、既成の法規範を覆そくとする衡平は、一定の場合においては、わざと法律を無視することによってその法律の不公平を是正しようとするのである。既成の法規範を覆そくとする衡平による解決は、判例を形成するためになされるものではなく、特殊な場合に限られるのである。最後に、第三番田の意味の衡平は、それに依拠しようとする法律を完成させるものである。これがセ〇〇条の場合である」 (Loyer-Larher, p.206)。

(18) セ〇〇条による支払義務の根拠を、別に、かつての「裁判契約」理論を使ひて訴訟当事者の善意又は誠実 (*bonne foi*) 義務を持ち出し説明することも試みられてゐるが (*セ〇〇条の準契約的説明—Martin, p.287*)、その過度な擬制的性格故に承認し難いものであり、また一般的な責任根拠 (すなわち過失) を持ち出しつゝも、かえつてセ〇〇条の意義を殺ぐるものであらう。その他、無過失責任 (とくに危險責任) にその根拠を求める説などが明らかにやれつてゐるが、詳しく述べ Loyer-Larher, pp. 206—207 を参照されたい。

(19) Bertin, p.427; Rouby, p.160; Boccaro, n° 17 参照。

(20) 「フランス法体系のよひは、法律 (loi) の優越に依拠して、司法制度において、裁判官が公然と衡平に基づいて裁判であるところは極めて稀なことである。裁判官達が、もし、それ [法律によひずに衡平に基づいてのみ裁判すること] を

行べき」やの判決は破毀されねりへどなれやあひへ（但し、700条が適用される場合は、その可能性はなくなるやあひへ）」(Rouby, p.160)。

(21) たゞ、同様に、équité あるいは詎葉はなんぞれども、新民訴法111条五項（前掲・注釈フランス新民訴法典・四11頁参照）、「既判権回除（Rouby, p.160 参照）」も、裁判官は対し衡平に依拠すべからんことを求めた規定であると解せらる。

(22) Jestaz, op. cit., n° 7 (Boccarra, n° 23 参照)。

(23) Boccarra, ibid.

同様な指摘は、Rouby (p.160) にもいひてゐる。すなわち、「衡平は、法 (droit) の厳格性、すなわち厳格な法への批判を呼び起さずある。それだ、規律から解放された法であり、各場合に応じた実質的な解決、各人に応じた個別的な解決を探究する法である」(同上) Loyer-Larher, p.209)。

(24) たゞ、700条に基づく申立ての性質に關して、Rouen (1^{re} ch.) 27 févr. 1979, Gaz. Pal. 1979. 1. 167 は、要約次のように述べている。すなわち、700条に基づく請求金額は、訴訟開始後に生ずるものであつ、おたその性質は主たる請求に付随するものであるし、やむどりの法典上の位置から訴訟費用と同様の扱いをするのが適当である等の理由から、事物管轄の決定の基礎となる訴類には算入しない。

(25) Goudot, n° 450; Loyer-Larher, p.209 参照。

rijのべられた法規の文言ヘルム、訴訟費用との類似性、その補充とする観点（本条が訴訟費用の負担《La charge des dépens》ヘルム章に入つてシテルの法典上の位置）を強調すれば申立ては不要という結論に至るやあひへが、仮に不法行為等に基づく損害賠償との類似性を重視すれば、あるいは申立てを要するという解釈も成り立つやあひへのか (Loyer-Larher, ibid.)。

なお、控訴審における弁護士費用の償還についても、同様に、付帯控訴の要否が問題とならうが、いのちどひふとせ、

Paris (21^e ch. sect. A) 20 nov. 1979, Gaz. Pal. 1980. 1. 128 参照。) の判決は、原告（被控訴人）が付帯控訴（appel incident）によつて、七〇〇条に基いて償還請求をしたのに対し、相手方の主たる控訴が不受理故に本来ならば原則として同様の運命を辿るべきではないとの付帯控訴に関して、次のように述べている。すなわち、「そのような「七〇〇条に基いて」申立ては、主たる控訴が不受理故に同様不受理となるべき付帯控訴を必要とせず、反訴請求、控訴における新たな請求又は不当訴訟に対する損害賠償請求の性質をも有しない。これは、その判断が裁判官に委ねられて居るところの当事者の個人的な状況を理由とする連帶責任及び衡平の観念に訴えるものなのである。」

(26) 新民訴法四条。「訴訟の対象は、当事者の相互の申立てによるものと定められる。」の申立ては、訴訟開始文書及び答弁書により確定される。但し、訴訟の対象は、十分なつながりによって元の申立てに関連する付帯請求により変更されることがあら。

(27) 新民訴法五条。「裁判官は、請求された全ての事項について、また、請求された事項についてのみ裁判しなければならない。」

(28) Cass. 3^e ch. civ. 5 avril 1978, Bull. civ. III, n° 151, p.118, J. C. P. 1978. IV. 186 「(J)のもうな償還命令を言い渡すに際し、〔原告〕によって援用された諸損害の賠償としてではなく、新民訴法七〇〇条の適用が申し立てられていないのに衡平を理由としてなした控訴院は、訴訟関係を変更すべきものであり、〔新民訴法四条、五条〕の法文に違反するものである。」。だが、医師の訴訟として Cass. 3^e ch. civ. 4 avril 1978, Bull. civ. III, n° 149, p.116, J. C. P. II. 18917, obs. J. Baudoin 参照。

(29) 新民訴法一一〇条。「裁判官は、それに適用される法の規定に従つて紛争を解決する。裁判官は、当事者がそれに従つて提出した呼称にかかるか、係争事実及び文書に正確な性質決定を与へ、又は、これを修正しなければならない。裁判官は、当事者によつて援用された法的理由がどのようであれ、純粹に法律上の攻撃防御方法を職權で顧慮する」とがである。但し、弁護士費用の敗訴者負担に関する一研究 提

裁判官は、当事者が、明示の合意によつて、かゝり、自由に処分である権利に関して、欲する性質決定又は法的觀点に弁論を限定するに由つて裁判官を拘束する場合は、呼称又は法的理由を変更する」とがやめた。発生した紛争の両当事者は、前項と同一事項にかかる同一条件の「ト」、仲裁人として裁判する任務を裁判官に付与する」とがまた同様にできる。但し、この場合に於く、当事者は、その放棄を明確にしなければ、控訴できる。

(3) Cass. 1^{re} ch. civ. 19 juillet 1978, Bull. civ. I, n° 277, p. 216, J. C. P. 1978. II. 18971, obs. J. Baudoin(「被申立てた訴訟費用に含まねばならない重要な費用を被申立てた被告の損害賠償の申立ての防御権を侵す」になれば、同七〇〇条の規定に基づいて、その支払の期を渡しを根拠でせよ。」)。巡回の判例として、Cass. 3^{re} ch. civ. 9 oct. 1979, J. C. P. 1979. IV. 369; Trib. inst. Bergerac 30 nov. 1976, Gaz. Pal. 1977. I. 171 並に、厳謹に取扱いを認める。

Rennes (4^{re} ch.) 5 mai 1976, Soc. Diemo C/Molle, n° 319 (Loyer-Larher, p.206) 参照。

Cass. 2^{re} ch. civ. 13 juin 1979, Gaz. Pal. 1979. 2. 562, note J. Viatte (「(弁論の必要性)故に生じた一定の金額を〔被告〕から〔原告〕に被申立てられ、〔原告〕は、新民法七〇〇条に従つて、訴訟費用に含まねばならない費用の負担を軽減されねばなりとを〔裁判所に對して〕默示的に申し立てたものと解すべし。」本件は、被告の不当な控訴及び弁論の必要性を理由に、原告が追加的な損害賠償の付与を請求した事案である。なお、評議者である Viatte 自身は、次のように述べてゐる。「当事者によっててだされた請求を、準不法行為責任の領域から衡平の領域になら變えるべとなりの解釈は、不謹慎なものであると考えたいとがやめた。しかしながら、いの解決は、明白な実務上の利点を示すのである。結局七〇〇条の起草を鼓舞した衡平の考慮を調和せむのであることを認めなければならぬ。」 医師 Loyer-Larher, p.210 参照。

ヤシ、最初に挙げた判例は、いのふた取り扱いをしてみれば、不利益を被る当事者の防護権を侵すものではな

いと判示しているが、この点はそう簡単に決めつけてよいかは問題となりえよう。少くとも、仏民法一二八二条は過失の証明・認定を明文上要求しているのに対し、新民訴法七〇〇条はそうではないなど、その適用要件・効果等が異なるからである。それ故、例えば、過失の点を争つて勝ちそぞうだと思っていた当事者が、判決されてみると不均衡を理由に敗訴させられる」とは、その者の防御権を侵害するものといえそうである。前述 Cass. 1^e ch. civ. 19 juill. 1978 でも、その破毀申立理由の一つに防御権の侵害が挙げられている。すなわち、「仮に、裁判官が職権で法律上の攻撃防御方法を顧慮することができるとしても、それは弁論の再開を命じたうえで、その防御方法の提出を当事者に認めるという条件付のものなのである。従つて、弁論の再開を命ぜる」となく、職権で新民訴法七〇〇条による方法を用いた控訴院は、防御権を侵害したものである。」

なお、近時、この新民訴法一二一条三項は、対審の原理 (*principe de la contradiction*) を侵すものとして、コンセイユ・デタの判決により無効とされるに至った（この点についての詳細は、北村一郎・フランス判例研究¹²・判例タイムズ四三五号六六頁以下参照）。

もうとも、この問題は、七〇〇条の特殊な性格が多分に作用しそうであつて、一概に結論を下すことはできない（Baudoin, obs. (2) 参照）。この点は、我が国での新旧訴訟物論争とも関連する難しい問題である。なお、フランスにおける防御権理論については、徳田和幸「フランス民事訴訟における防御権理論—最近のフランス民事訴訟法改正の一断面—」（一）民商法雑誌七五巻六号四頁以下、七六巻一号三三頁以下（一九七七）、同「フランス民事訴訟における防御権と法適用」民事訴訟雑誌二六号三一頁以下（一九八〇）、同「法領域における手続権保障」吉川追悼論集・手続法の理論と実践・上巻一二五頁以下（一九八〇）を、フランスにおける訴訟物論争については、前掲・注釈フランス新民訴法典一二頁以下を、それぞれ参考されたい。

なお、近時、仏民法一二八二条に基づく損害賠償の申立てに対し、新民訴法七〇〇条を根拠に排斥した小審裁判所の判決弁護士費用の敗訴者負担に関する一研究 堤

(控訴院の)の判決を維持)を破毀した破毀院判決が出てる(Cass. 1^{re} ch. civ. 11 mars 1980, Bull. civ. I, n° 80, p. 66, J. C. P. 1980, N. 205)。これは、先の例とは逆に、相手方の過失を主張して損害賠償請求をしてきたのに對して、裁判所が勝手にこれは新民訴法七〇〇条の問題であると判断したうえで、初めの原告の申立て事項について何ら判断する必要もなく、状況の不均衡性は認められないとして、この申立てを七〇〇条に基づいて斥けた下級審判決を破毀したものであるが、この場合もやはり、新民訴法四条、五条の处分権主義の問題とともに、原告の防御権の尊重が重要となつてゐる。

(31) 新民訴法四条、六条(「その申立ての根拠として、当事者は、その基礎となる事實を主張する責任がある。」)

(32) 以下の検討に先立つて、次のことをお断わりしておかなければならない。すなわち、これらの点についての我が国でいう主張・証明責任が当事者にあるのか(弁論主義)、あるいは単なる主張・証明の必要に止まるのか(職権探知主義)が、フランスの学説・判例上非常に不明確であるように思われる。それ故、以下のような区分が果して明確になされうるかどうか筆者自身の理解不足とともに問題の存するところではあるが、一応の分類をしておくことにする。なお、フランスにおける主張・証明責任については、若林安雄「フランス法における立証責任(序説)」判例タイムズ三三三四号一九頁以下(一九七六年)参照。

ところで、職権探知主義的手続といえども当事者側の証明活動も非常に重要であり、理論的には証明の現実的必要に止まるといえども、實際上は証明責任を負つていてる場合とそれほど変わらない場面がありうることと、並びにこの場合でも当事者の手続権保障は尊重されねばならないことについて、谷口安平教授は、次のように述べている。「職権探知主義は弁論主義の対立概念として説明されるがその差を過大視すべきではない。職権探知のもとで当事者の主張・立証権能は十分尊重されねばならない。違いは自己責任の緩和にある。職権探知といえども裁判所は証拠に頼れない事實を認定できないし、また裁判所は全能でないからすべての必要な証拠を職権で調べらるわけでもない。そこでは当事者の活動に依拠する部分が大きいい。」(月刊法学教室六号〔演習〕九〇頁(一九八一))。

(33) 後注(46)の学説・判例参照。

(34) Rouby, p.160 参照。

いかに換えねば、より広い衡平概念をもつて過失概念に代えたとするべきか。従つて、何度も述べるよからず、今後は、従来の仏民法一二二八一一条等に基づいて損害賠償請求のより広い相手方の過失を証明・認定しなければならないとするような狭い枠組の中に当事者も裁判官も閉じ込められるといふべく、より広い、過失をも包摂する概念である衡平（不衡平）の証明・認定へと問題の中心が移行するようと思われる (Loyer-Larher, pp. 206, 210 参照)。

(35) Boccaro, n°s 25, 33 ; Loyer-Larher, p.207.

(36) 民事訴訟における当事者主義（処分権主義・弁論主義）の原則をも維持して考えるか（仏新民訴法五条、六条、九条参照）、七〇〇条は裁判官による裁量処分的な特別手続（職権探知主義的手続）だとみて、職権主義的な取り扱いを是認するか（同一〇条、一四三三条参照）の対立である。あるいは、一步進んで、七〇〇条を非訟的な手続と考えるかともあながち不可能ではなかろう。

なお、民訴法改正の精神を紹介したのみのところ、次のような言葉 (G. Cornu et H. Motulsky) が尖端的である。すなわち、「実際不平等は人間の習性である。即ち、一方は金持ちで、他方は貧乏である」とがわかる。当然、弁護士を利用できないか、できないかの問題が起る。この問題を克服するために裁判官は受動的から能動的にならねばならない。そのためには裁判官は職権主義的にならねばならないのかとの疑問を出す。できる限り職権主義的にならないで、裁判官を能動的にするために裁判官の役割を制限するのが、ルの巻頭規定を設けた理由である。」（若林安雄「紹介」『Claude Parodi “L'esprit général et les innovations du nouveau Code de procédure civile』』民事訴訟雑誌一四号一一一四頁（一九七八）。

＜参考＞新民訴法九条。「その申立ての認否のために必要な事実を法律の定めるふれど従つて証明すれば」が、各当事者の負担とするべく。

同1〇条。「裁判官は、法律上認められたる全ての証拠調べを職権や命じる権限を有する。」

同1四三一条。「紛争の解決の基礎となる諸事実は、当事者の申立て又は職権により、法律上認められたる全ての証拠調べの対象とするべし」とある。

(37) 実際にこの立場を明確に述べたのはなまが、Aix (4^e ch.) 26 mars 1980 et 13 mai 1980, Gaz. Pal. du 30 oct. 1980. D. p.2 は、大部分の事項にわたって裁判官の自由裁量に委ねられるべきである。Damien, obs. (2) の批判の対象となつてゐる。

まへじも、仮にこの立場を探つても、当事者側からの損害額の具体的な主張・証明が七〇〇条の発動を促すために事實上重要な要素となつて否定するものでないことは、過失の点の主張・証明と同様であつて、やが後に述べる状況の不均衡性の主張・証明についても全く同様のものが指摘しうる (Boccara, n° 25 ; Loyer-Larher, p.210 参照)。

(38) Boccara, n° 40, 59 ; Loyer-Larher, p. 211 参照。

なお、判決文から分明いかでなまが、Baudoin, obs. (1), (2) は C. Cass. 3^e ch. civ. 4 avr. 1978 や C. Cass. 3^e ch. civ. 29 nov. 1978, Bull. soc. V, n° 32, p.23.

また、弁護士報酬の伝統的な秘匿性を尊重する立場から、その具体的な報酬額の証明は必要しないとする考え方が出現してしまつて、Cass. 3^e ch. civ. 29 nov. 1978, Gaz. Pal. 1979. 1, 134, note A. Damien. はの判決は、その認容額の決定に際し、ハマス弁護士会の最低報酬基準規程を参照してゐる。

他方、現実に支出した報酬額を主張・証明しても、それをそのまま認容するものが、かえつて相手方当事者に不平衡となる場合もあるつてゐる。例えは、非常に単純・軽微な事件なのに、著名な弁護士に依頼するような場合—Damien,

note, p.136 (参照)。

(33) Martin, p.288 参照。

Versailles (1^{re} ch.) 30 octobre 1978, Gaz. Pal. 1979. 1. 134, note A. Damien ([新民訴法]700条は、裁判官に自由裁量権を与えたものではなく、まだ、その適用を求める当事者に「」の者がその償還を請求する金額の「現実の」支出来を証明するよう義務づけているものである。本件において、この条文に基づいて「1000フランの付与を申し立てている〔被告〕は、何の〔いれを〕証明しらる参考資料の提示を伴つていない。それ故、その請求は結局認容されないがやむなし。」]. な
×, Damien, obs., p.2 参照。

(40) 以上のような考え方が示されているが、実際上償還命令を求める当事者として、その損害及び一応の額を提示してその請求をしてくるのが通常であるから(検討の対象としたほとんどの事案がそりやある)、問題は、まれにその証明の程度如何に掛かってくるわけであるが、これも裁判官の専権的な認定・決定権能との対応上、実際はかなり緩やかに解されてくるものと思われる。

(41) いの中には、先に検討した過失、損害及びその額等の諸要素がその総合的な判断資料として当然含まれるものと考えられるが(従つて、過失、損害額の証明が、同時に状況の不均衡性の証明にもなつてゐるというような関係にある)、本稿では、その中でもとくに重要な要素である相手方の過失、損害額等を別途に検討し、これにその他の諸要素をも含めたものとして、以下状況の不均衡性という範疇で検討してゆくことにした次第である。従つて、かなりの程度その検討のうえで交錯する部分がありうることを御諒承いただきたい。

(42) ただ、行間から当事者による状況の不均衡性の証明は700条適用の要件ではないと考えてよいと思われる破壊院判決がある(Cass. 2^e ch. civ. 27 févr. 1980, Bull. civ. II, n° 45, p.32)。

ふりのど、700条の法文上、状況の不均衡性の認定は、専ら裁判官の主觀的な判断に委ねられてゐるやもあるから、弁護士費用の敗訴者負担に関する一研究 堤

の要件事実（一般条項）の証明を当事者が要求しないと、他の要件事実と同じようには律されないであらへる點である。また、後で問題にやれば、この不平等がいかがの判断及びその償還認容額の決定は、専ら事實審裁判官の專権事項と考へられてゐるが、たゞ争うる弁論主義の適用はなしのと考へるゝが、わざあらへ。さればいかがねいや、以下の諸説は、民訴法の原則通り（仮民訴法五条、六条、九条）、やがて、この場合も、その判断の基礎となる諸々の事実詳を当事者が主張・証明すべしのへ趣旨あるのである。

(43) Boccaro, n° 25 ; Loyer-Larher, p.210 総覽。

(44) Rennes (1^{re} ch.) 5 mai 1976, Gaz. Pal. 1976. 2. 502, note, R. D.

(45) 平決書の賃田を証明するべし 次のとくに大體がおる。 Chevallier, La motivation des actes jurisdictionnels, thèse Rennes, 1974 (米訳) ; Touffait et Tunc, Pour une motivation plus explicite des décisions de justice, notamment de celles de la Cour de cassation, Rev. trim. dr. civ. 1974, 482.

(46) Delamarre, note; Vincent, n° 785 ; Goudot, n° 450 ; Boccaro, n° 33 ; Blanc et Viatte, p.448.

Cass. 3^e ch. civ. 14 juin 1978, Bull. civ. III, n° 248, p.189 (「訴訟費用の1割以上を支拂わなかった訴訟費用は認められない」の類の田口真坦へやるゝが不平等であるべき點を述べる場合)、他方の当事者は支拂った金額を支拂へば併ひよりべきを認むるべし新民訴法七〇〇条を擲田やく製説既だ、喪失の存在を認めた上に必要とした」) ; Cass. soc. 21 févr. 1979, Bull. soc. V, n° 159, p.113 ; Cass. soc. 3 oct. 1979, Bull. soc. V, n° 672, p.494. 以上、同趣旨の判例もつたのが次のとくである。Cass. 1^{re} ch. civ. 26 avr. 1978, Bull. civ. I, n° 155, p.122 ; Cass. soc. 20 juin 1979, Bull. soc. V, n° 555, p.407 ; Cass. com. 26 nov. 1979, Bull. com. IV, n° 303, p.240 ; Cass. 3^e ch. civ. 3 janv. 1980, Bull. civ. III, n° 1, p.1 ; Cass. 2^e ch. civ. 21 juill. 1980, Bull. civ. II, n° 189, p.129 ; Trib. gr. inst. Paris (1^{re} ch. 3^e sect.) 2 nov. 1976, J. C. P. 1977. II. 1896.

(47) Boccara, n° 28, 33 ; Loyer-Larher, p.207 ; Rouby, p.160. ジュの恩シヨン、Trib. inst. Coulommiers 15 mars 1976, Gaz. Pal. 1977, 1, 171 ([債務者の不当な抗争を考慮すれば、原告会社がその債権回収のためやむをえず支出した弁護士報酬を以ての会社の自己負担へやへりとは不平等であると思われる。従って、原告会社は、新民訴法700条を援用して700条のばる債権回収費用の償還を請求する十分な根拠を有する。])。

（48） 次の言葉は重要である。すなわち、「おぞらへ、衡平は、全ての過失が罰せられねばならぬを望むであらうが、700条は、支払いを命じられた当事者の態度を考慮しないで、それによつて利益を受ける者の状況のみに闇心を抱くのである。」（Blanc et Viatte, p.448 ; Boccara, n° 40.）

Cass. 1^e ch. civ. 13 févr. 1980, Bull. civ. I, n° 56, p.47 ; Cass. 2^e ch. civ. 20 févr. 1980, Bull. civ. II, n° 37, p.27.

(49) 700条は、「裁判官は、その定める額を……支払ふまへ……命じねりんがどあ。」と規定している。

この立場からば、フラン西の弁護士会等によつて懸念されしる弁護士報酬の査定の恐れは無用なものである、といふべき。つまり、右にみたように、裁判所が命じた償還額が実際に支出された費用、あるいは慣行化されている報酬額等と必ずしも一致しない法文上のたとえであり、その決定が裁判官の自由な判断によるものであらうとを、この際改めて十分認識すべしである。ところ、このもとだ認識が徹底すれば、700条が裁判官による弁護士報酬の査定にならうべよくな戻方もなくなるやうである。しかし、このもとだ認識が徹底すれば、700条が裁判官による弁護士報酬の査定にならうべよくな戻方もなくなるやうである。（Boccara, n° 48, 54, 55. 同上； Blanc et Viatte, p.448.）

（50） 下級審の裁判官は、実際は、その属する地の弁護士会が作成・公表してある報酬基準規程等をかなりの程度参考して、このようである（例えば、Rennes (2^e ch.) 29 nov. 1978, Gaz. Pal. 1979, 1, 134 参照）。日本に關し、700条は裁判官に自由裁量権を与えたものではないとする判例が参考になる（Cass. 3^e ch. civ. 4 avril 1978, Bull. civ. III,

n° 149, p.116)。

たゞ現実の償還額を額として、後述、III(三)参照。

(50) Boccaro, n° 40, 59 ; Loyer-Larher, p.211 参照。

(51) Cass. 3^e ch. civ. 4 avril 1978, Bull. civ. III, n° 149, p.116, J. C. P. 1978, II, 18917, note J. Baudoin (〔新民訴法〕700条は、裁判官に対して、当事者の一方により支出了された訴訟費用に含まれない金額をいの当事者の自己負担とするが不均衡であると思われる場合には、その定める額をいの当事者に支払うより他の当事者に命じらるいと認めていねが、されば、裁判官に対し自由裁量権を与えたものではない。また、その裁判を理由とする義務及び援用された費用がその償還を求めるに当事者はもって実際は支出されたりべの認定(判決理由への記載)を免除したるものやむなしのであく。); Cass. soc. 11 janvier 1979, Bull. soc. V, n° 32, p.23, Gaz. Pal. 1979, 1, 229. たゞ、同上のものとして、Cass. 3^e ch. civ. 3 janvier 1980, Bull. civ. III, n° 1, p.1; Cass. 1^{re} ch. civ. 4 mars 1980, J. C. P. 1980, IV, 195.

(52) Damien (obs. p.2) や、他の評証の中でも、Cass. 1^{re} ch. civ. 13 févr. 1980, Bull. civ. I, n° 56, p.47 et 1^{er} juill. 1980 (Damien, obs. p.4) やの立場を探へて、筆者などは、筆者などは、この判例を次の学説、判例の立場に入れてみると、よく思われる。ただ、Damien (obs. p.3) によると、主として償還額の決定に対する立場はあらかじめ、Aix (4^e ch.) 26 mars 1980 et 13 mai 1980 (Damien, obs. p.4) やの立場に近く、ものであるとするが、純粹にこの立場がいかの立場を明瞭にしたものはない。かかるやねば、この立場は次の考え方と対比するための一つの理念型と考えた方がよろしくある。このような決めてけをやべ Damien の論述は、主として償還額の決定に関する、他の裁判所のように各地の弁護士会が作成・公表している報酬基準規程に依拠するといふせば、その決定を全く裁判官の自由裁量に委ねて、よろくなクス控訴院(前掲)の立場は、弁護士報酬額の裁判官による間接的な査定からしてはその公定化につながるといふ、自由・独立たるべき弁護士職擁護の立場から

の批判がその中心となつてゐる（註記 Loyer-Larher, p.212 参照）。その恐れは十分に解るものの、いのうな批判が必ずしも必ずしも立場は、七〇〇条を職権主義的な特別手続と解して、訴訟費用と同列に取り扱つてゐる考え方である。

(53) Damien, obs. p.2.

(54) 新民訴法四五五条一項。「判決は、当事者各々の申立て及びその攻撃防衛方法を簡潔に摘要しなければならない。判決は、理由を付さなければならぬ。」

(55) 新民訴法四五八条。「四四七条、四五一条、裁判官の氏名の記載に関する四五四条、四五五条(一項)及び四五六条の規定が遵守されない場合は、平決は無効となる。(但書省略)」

(56) Loyer-Larher, pp. 210, 211 参照。

現実にも破毀申立て理由として、いの四五五条一項違反を主張するのが多い。

(57) 従つて、ある訴訟の受理可能性は承認されてくる (Boccaro, n^o29, 30)。

(58) Boccaro, n^o 26—28; Blanc et Viatte, p.448; Rouby, p.163; Loyer-Larher, pp. 210, 211 ([衡平の「客観的な」基準によるべきだのば何の存在せよ、主観的な判断が問題となるやう。]のよんだ状況のトドカ、破毀院が、そういう事実状況が誤って〔事実審〕裁判官には不衡平に思われたなどといふべきだのんを審査するには不可能であり、それ故、かような理由から、いのうな場合行使する必要のない審査権を破毀院が行使するのを不可能ならしめる判決理由の不十分を、「その不十分を故に」非難する (sanctionner) ことでもあらう。])。

判例としては、次のものが一応いの立場を探つてゐるのを見ねど。

① Cass. 3^e ch. civ. 4 avril 1978 (前注(55)参照)。

- ② Cass. soc. 11 janvier 1979, Bull. soc. V, n° 32, p.23, Gaz. Pal. 1979. I. 229 ([*当事者の一方に対する*] 1 〇〇〇円を支払へよる他方の当事者に命令する判决) において、原審は、*元の根拠としている償還命令が七〇〇条に依拠するもの*であることを述べておらず、*元の根拠のもの*た判決ば、右の用の送文の適用要件(賃由付記義務)を満してゐる。】。

③ Cass. 1^{re} ch. civ. 23 mai 1978, Bull. civ. I, n° 202, p.162, J. C. P. 1978. II. 18917, obs. J. Baudoin ([原知] しめられ支由された本来償還請求であらん費用による請求額の四〇〇〇円の支払は被告は被告は命令の根拠として、原則的に新民法第七〇〇条を擧げて、*裁判官は、いふるの費用が原告の請求額よりも長時間性を黙示的は承認したかのうか*と尋ねて、かくあるべき。これが故に、控訴院は、いふるた形でやの裁判の法律上正確化したかのうか。); Cass. 3^{re} ch. civ. 16 oct. 1979, Bull. civ. III, n° 177, p.138; Cass. 1^{re} ch. civ. 14 nov. 1979, Bull. civ. I, n° 282, p.229; Cass. 2^{re} ch. civ. 21 juill. 1980, Bull. civ. II, n° 189, p.129; Cass. com. 22 juill. 1980, Bull. com. IV, n° 319, p.257.

④ Cass. 1^{re} ch. civ. 19 juillet 1978, Bull. civ. I, n° 277, p.217, J. C. P. 1978. II. 18971, obs. J. Baudoin ([*訴訟院は、元の専権的な判断権限を用ひて、当事者の一方にみつた防禦のために被由された一辺の金額を他の相手方の当事者の負担へよるべからずが衡平であると認めたるに止む*]) ; Cass. com. 26 nov. 1979, Bull. com. V, n° 303, p.240; Cass. 2^{re} ch. civ. 20 fevr. 1980, Bull. civ. II, n° 37, p.27; Cass. 2^{re} ch. civ. 5 mars 1980, Bull. civ. II, n° 48, p.37; Cass. soc. 3 oct. 1980, J. C. P. 1980. IV. 405.

一々挙げないが下級審の判決も、そのほとんどがこの立場であると思われる。

59) 七〇〇条に言及するだけでいいとするものから、かなり詳細な点までの理由づけを要求するものまで多彩である。ただ、破毀院の民事第一部及び第一部は比較的柔軟に、第三部及び社会部は厳格に解する傾向にあるようと思われる (Damien, obs. p.2; Blanc et Viatte, p.448) が、例外もあり、他方、むしろ前注(52)に入れた方が適切であるのかむしれないとみなす判例もあるなど、その判決理由の簡潔な故に分類に苦しむところ

である。

J. V. (note) によると、かつての破毀院判決はともかく、最近の実務は、事実審裁判官の準自由裁量権 (pouvoir quasi discrétionnaire) を尊重する傾向にあり、衡平の観念に訴えより、七〇〇条の言及だけで十分と判断している。そして、このよう少し放任主義的な解釈に道を開いたのが、前掲一九七八年七月一九日民事第一審判決(前注(53)(4)参照)である、と説明している。

(60) Loyer-Larher, p.211; Boccaro, n° 28.

(61) Boccaro, n° 25, 31; Loyer-Larher, p.207; Martin, p.288.

(62) 前記引用文献の多べが、七〇〇条は主として勝訴当事者が敗訴当事者から自己の支出した弁護士報酬等の償還を得る手段(やあらじとを当然の前提のよへにして、その論を進めてしる)とかいふ、ことなどが伺える。

(63) Martin, p.288; Rouby, p.162.

Cass. 2^e ch. civ. 3 janvier 1980, Bull. civ. II, n° 1, p.1, Gaz. Pal. 1980. 2. 267, note J. V. 「新民訴法七〇〇条の本文の結果、訴訟費用の全部又はその一部を負担する当事者のみが、他方の当事者に対する命令により支出された訴訟費用に含まれない金額を支払うよう命じられるのである。」。七〇〇条は、やあらじと、訴訟費用では賄いえない費用を回復させる目的で新設されたものであることを想起すべきである。

(64) やあらじと、「……やあらじと (peut)」へ規定している。

(65) Boccaro, n° 31, 32; Rouby, pp. 160, 161.

(66) 別の觀点からの疑問を出してもよい。それは、要件が備へられてゐるとの認定がなされたるのに法文上からは償還命令を下せんとするも許容するの七〇〇条の規定は、当事者側の権利を裁判所側からの記述した実体規定なのか、それとも専ら裁判所の職務上の権能だけを定めた訴訟規定なのかという疑問である。おそらく、後者なのであろうと思われるが、このよ弁護士費用の敗訴者負担に関する一研究 堤

の理解は、七〇〇条を当事者側から申立てられる権利として弁護士報酬の回復に際し、訴訟費用を補充するものとして大らにその適用を図るべきである立場からは、その効用を減じるのみである。それ故、相手方当事者の過失を證明できる場合には、仮民法一二八一一条等に基づく損害賠償請求で行く方がよしとする一部の考え方 (Bertin, p.5) も、それなりに領せだんといふべきである。

(67) Boccaro, n° 34, 35; Loyer-Larher, p.208 ; Rouby, p.160.

「レバニシヌ」、反対、敗訴当事者の経済状況を考慮して、勝訴者たる原告の七〇〇条による償還命令の申立てを斥けて
「レバニシヌ」 (Trib. inst. Bergerac 30 nov. 1976, Gaz. Pal. 1977. 1. 171)。

(68) Boccaro, n° 36.

(69) Boccaro, n° 37 ; Loyer-Larher, p.208 ; Rouby, p.160.

(70) Boccaro, n° 37 ; Martin, p.288.

(71) Boccaro, n° 39 ; Loyer-Larher, p.208.

(72) Aix-en-Provence (1^{re} ch.) 18 mars 1976, Fanelli C. Gentil (Loyer-Larher, p.208.).

但し、その出費が、その者にとってやむを得ないものが必要であるが、それ故、一応事件が単純・軽微で、当事者に十分な訴訟追行能力があり、レバニシヌ弁護士を頼む必要のない場合などでは、七〇〇条の適用はないものとされる場合があらねどある (Trib. inst. Strasbourg 12 mai 1977, Gaz. Pal. 1977. 2. 537, note D. Schmidt) が、いのちの一般的基準が具体的な事件やどう機能しうるかは問題であり、それが一般化するには躊躇を覚える (されば従えども、弁護士代理が強制されていない事件及び裁判所においては、原則として弁護士不要とする風潮を招き易く、弁護士職の将来にとって好ましくない傾向を招きしかねないからである)。

(73) Loyer-Larher (p.211) の次のふうな指摘は重要である。

すなわち、「認容額の総額は、実際上無視できない重要性を示す。勇敢な諸計画がよく座礁するのも、まさにこの実際上の運用のレベルにおいてなのである。奇異なようだが、両極端「高低」のどちらを過度にしても七〇〇条のより少ない活用という同じ結果をもたらすであろう。このような言い方は、非常に少ない金額についてみれば、七〇〇条の実務的な効用を奪うことになる故に説明するまでもないであらう。反対に、非常に高額な償還額は、七〇〇条に例外的なものという性格を与えてしまうであらう。従つて、避けるべき「重の障壁が存在する。」

(74) フランスにおいては、弁護士に対する謝礼以外に、重要なものとしては次ののような費用が、いまだ訴訟費用には含まれていない。

- ① 私的法律顧問、鑑定人等に対する報酬
 - ② 訴訟書類の作成費用（調査研究費用、複写費用等）
 - ③ 訴訟手続遂行上必要とされるその他の費用（訴訟資料収集に要する費用及び旅費等）
- (75) 但し、五〇〇〇〇Fを認容した Montpellier 10 janv. 1978 の判例は、特殊な事例として算定の基礎から省いた。この控訴院判決を認容した破毀院判決は、次のように述べている。「事件の状況に鑑み、問題の金額を「原告」の『自己』負担とする」とは、全く不均衡である。」と判断して破毀申立ての対象たる当該償還命令を言い渡した控訴院は、ただ新民訴法によって与えられた権限を行使したにすぎないのである。結局、提出された申立書からも控訴院判決からも、「原告」が損害賠償として及び七〇〇条に基づいて請求した償還額を「被告」が争つた形跡は、何ら認められない。」(Cass. com. 26 nov. 1979, Bull. com. N, n° 303, p.240)。

」のよくな破毀院の態度は、裁判所が当事者の主張を無視するなど法律違反がない限り、認容額の決定については、事實審裁判官の専権に任されているものと解している故であり、また、この五〇〇〇〇Fには、判決文からは明らかでないが、おそらく弁護士報酬以外の訴訟費用に含まれない諸費用も含まれていたものと推定される。

(76) Martin, p.288 (参照)。

(77) Loyer-Larher, p.212. 「*レギュラード*、やがては次のように述べてゐる。すなわち、「認容額の低さは、各弁護士会のものなれば弁護士職をして、裁判官よりもやむのである、國によくあるのであれ、職権による「報酬額の」公定化を避けるための一つの良い方法と思われる最低報酬基準規程 (barème minimum) を作成するに至らしめたのである。實際、報酬基準規程の存在は、たゞ裁判官に対して強制力を持たなくとも、彼に対し明確な指針を与え、認容額の算定を容易にするであるべ。」(同上、Damien, note, p.136)。

また、「*パリ弁護士会*は、『一九七九年度の通常事件における報酬の決定に関するパリ控訴院付属弁護士団体の新たな勅告』を公表した (Bulletin du barreau de janvier 1979)。〔*レギュラード*〕にて、*同一*における原告弁護士の報酬は、特別な難事件以外の通常事件では、一八〇〇法郎（約一万円）である。」(Brunois, note, p.180)。

思ふに、弁護士報酬の自由度や事件、著名度等による違いは解るもの、七〇〇条によって償還しうる弁護士費用の一定の基準があつてしかるべきである。實際の依頼者がその弁護士に支払う報酬額は、当事者・弁護士間の自由な契約に任せることで、それを相手方から取りうる場合には、やはり報酬基準規程等の限度で認めるのが妥当などといふであろうと思われる。それ故、いのうな基準規程等を一般によく知らしめ、当事者にも金額的な不安をなくして依頼し易くするといふに、他方敗訴した場合の償還額の限度を予め知らせるなどにより敗訴当事者に不測の損害を生ぜしめない配慮も必要である。

(78) Rouby, p.161.

(79) Rouby, p.161.

Cass. soc. 21 février 1979, Bull. soc. V, n°159, p.113 ([労働事件]においては、弁護士又はその他の代理人による代理行為は義務的でないが故に、問題となると申立てば、「申立人」が無理に弁護士費用を支出したのみなくあれば、従つて訴訟費用のみが敗訴当事者の負担となるべきであるといふの理由)より認容され難いものである。」

との破毀申立てに対し、破毀院は次のように述べて控訴院の判決を推持した。すなわち、「新民訴法七〇〇条は、弁護士による代理が義務的なものであるかどうかにかかわりなく適用されねるものである。」。

(80) なお、レフュン(急速審理手続)について若干の問題がある。

この手続における裁判は既判事項の権威を有しておらず(新民訴法四八八条)、また訴訟費用の裁判も必要でなく(旧法下では明文の規定がなかったのでこのように解されていたが、新民訴法四九一条項は、明文をもつてその必要性を規定している)。それ故、現在では、この理由だけはその根拠を失っている。またこの裁判は主たる訴訟のそれと運命を共にするものやあるとの理由から、七〇〇条の適用がないとの説もあるが(Rouby, p.162)。判例は、この場合も七〇〇条の適用を認め、請求額(五〇〇円)全額を認容してある(Trib. gr. inst. Digne (ord. réf.) 24 oct. 1978, D. S. 1979. J. 179, note Albert Brunois)。巡回 Cass. 3^e ch. civ. 19 nov. 1980, J. C. P. 1981. W. 51.

△参考△ 新民訴法四八八条。「レフュンの命令は、本案に関して既判事項の権威を有しない。レフュンの命令は、新事情が生じた場合にのみ、レフュンの手続によりこれを修正又は取り消すことができる。」

同四九一条項。「この裁判官は、訴訟費用について裁判する。」

(81) なお、フランスにおける例外裁判所については、とりあえず山口俊夫・前掲・二〇〇八頁以下及び早川武夫=村上淳一=稻本洋之助=稻子恒夫・外国法の常識〔第1版〕二八五頁以下〔稻本〕参照。

(82) Rouby, pp. 162, 163.

例えば、Trib. inst. Coulommiers 15 mars 1976, Gaz. Pal. 1977. 1. 171. ル 七〇〇条に基づく弁護士費用の償還請求を認容している。

(83) 新民訴法八二八条。「当事者は、次の者がいれを補佐又は代理するといふがである。弁護士、配偶者、直系の血族又は姻族、三親等内の傍系の血族又は姻族、当事者の個人的業務又はその事業に専任で務める者。國、県、市町村及び公けの當

造物に関しては、それらに属する官公吏又は職員がこれを代理又は補佐する」とがやむ。代理人が弁護士でない場合には、その者は、特別の権限を証明しなければならない。」

(84) Rouby, p.162.

(85) 労働法第五一六一五条。「労働事件において当事者を補佐又は代理する資格をもつ者は、次の者である。同一の作業部門に属する労働者又は使用者、労働者側又は使用者側の組合組織の常設的又は非常設的な代表者、配偶者、弁護士。使用者はまた、企業又は営業所の一員により補佐又は代理してもよい」とができる。控訴院においては、当事者はまた、代理人により代理又は補佐してよいとする。

(86) Rouby, p.163.

本人訴訟を原則的な形としているのは、労働裁判所と次の農事賃貸借同数裁判所である。小審裁判所や商事裁判所では、代理についての正当な理由は必要とされていない(新民訴法八一七条、八五三条参照)。

(87) 労働法第五一六一四条の規定と同文である。

(88) 新民訴法八八四条。「当事者を補佐又は代理する資格をもつ者は、次の者である。弁護士、執行吏、当事者の家族の一員、農事職業組織の一員。」

(89) Rouby, p.163.

(90) 付帯私訴については、山口俊夫・前掲・一七七八一七九頁参照。

(91) Loyer-Larher, p.209.

(92) L. B., p.494.

(93) 医師 Trib. gr. inst. Limoges 23 juin 1980, D. S. 1980. J. 590, note Catherine Pipat-Graudel ([かよんな[ヤ]〇〇条に基く]) 懲選は、民事事件におけるのみ認められるものである。このいふは、新民訴法七〇〇条に関する学説。

判例の等しいへ認めるべしといひやあね。」。

(94) Cass. crim. 2 juin 1980, J. C. P. 1980. IV. 312; Cass. crim. 9 déc. 1980, J. C. P. 1981. IV. 78 ([刑事訴訟中統は、憲法(四条によつて)法律事項をなすが故に、行政命令的な性格を有する新民訴法七〇〇条の規定は、刑事裁判所における手続には適用されねば。])。

(95) Conseil d'Etat 4^e sous-section contentieux 7 mars 1980, Association de défense des intérêts des étudiants de l'université Paris XIII et autres, Gaz. Pal. 1980. I. 5, conclusions M.Massot.

(96) 行政訴訟の審理については、兼子仁・現代フランス行政法・五八頁(1970)参照。

(97) これに対し、リヨン行政裁判所は、一九七九年三月一日の判決(Trib. adm. Lyon 1^r mars 1979, ville de Belle-ville-sur-Saône, n° 21. 805)において、次のような原則を述べてゐる。やなわら「公務の構造又はその作用状況から生ずられるいかなる考慮もその妨げとならない範囲においては、單にいのんづな諸原理〔衡平等〕ばかりでなく、場合によひては、民法の法文自体を公法に用いるよりも妥当性を欠くものは除外せねば。」やつて、この判決は、やむは新民訴法七〇〇条を適用して、11000Fの弁護士費用の償還を原告に認めだ(Massot, conclusions, p. 6 参照)。

四 われり

書き残した問題は多々ある(個々の検討に際して触れた重要な基本的テーマ—処分権主義、弁論主義と職権探知主義、主張・証明責任、訴訟物論、防御権、裁判の理由付記義務等)。その他の問題については、一応の検討はしたもの、疑問な点も多々。

新民訴法七〇〇条は、様々な問題を藏しながらも多数の学者・実務家によつて、現在その正しく活用が望まれて弁護士費用の敗訴者負担に関する一研究 堤

いるといふである。⁽¹⁾

実際、弁護士費用をどのような形で処理したらよいのか、仮に訴訟費用のように敗訴者に負担させるとしてもどの程度のものにしたら適当か等、これは、もちろんフランスだけの問題ではなく、裁判手続を擁する各国に共通の悩みであろう。弁護士強制主義を探り、弁護士費用を法定化して、敗訴すれば必ず相手方の弁護士費用をも負担しなければならないとするドイツ的なやり方も、たしかに一の明快な手続と評しらるかもしけないが、そのように硬直的にしないで、主として衡平という規準により具体的な事案⁽²⁾とに調整するフランス的なやり方も、案外一の利点を示しうるかもしえない。

本稿は、初めにも記した通り、フランスにおける弁護士費用の処理手続に關し、とくに最近の改正により新設されるに至った新民訴法七〇〇条をめぐる問題点について種々検討してきたわけであるが、その正確な紹介の任を果したかどうか自信の限りではない。とりわけ、補足的な形で取り扱ってきたフランスにおける近時の職権主義強化に対する疑問点については、その指摘にのみ終りをえたといったところも多い。これらについては、今後の研究課題として、さらに検討を重ねてゆきたいと考えている。

(1) 初めは限定的であった七〇〇条の申立ても、次第に普及し始めてきた (Aix-en-Provence 司法調査研究所及び Rennes 司法情報処理及び社会学センターによつて示された調査結果—Loyer-Larher, pp. 205—206)。

(2) 従来、手続法は、できるだけ裁判官の自由裁量に任せる方向と、反対にこれを拘束する方向の両面を持つてきただが、筆者は、手続法の本領とすべきは、まさに後者の領域に存するものと考えてゐる。いのうな觀点よりすれば、このフランス的なやり方は、大いに疑問とせざるをえない。